

鳥取県立とっとり賀露かっこ館指定管理者募集要項

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名称	鳥取県立とっとり賀露かっこ館				
所在地	鳥取市賀露町西三丁目 27-2				
設置目的	かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資する				
構造	木造平屋（一部2階）切妻屋根				
敷地面積	10,000.12 平方メートル 建物敷地、芝生広場、駐車場				
建築面積	808.11 平方メートル				
開館	平成15年8月10日				
主な施設内容	展示場 木造 703.66 平方メートル <展示部> 展示室、体験実習室、松葉がに牧場 <福祉設備> 音声誘導装置、オストメイト、点字ブロック、授乳室、多目的トイレ、車いす等 車庫・倉庫棟 R C 54.1 平方メートル 駐車場 鉄骨 36.4 平方メートル 海水取水ポンプ室 R C 13.95 平方メートル				
展示物	水生生物数（概数）	飼育数		展示数	
		種類	数量	種類	数量
	かに	60	800	25	400
	さかな	60	500	40	300
	やどかり・ひとで等	30	400	25	300

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

- ア 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の水生生物の飼育管理に関する業務
水生生物の飼育管理、飼育環境（水温・水質・換水率等）の確認及び調整、飼育設備（水槽・濾過器・調温装置・ポンプ等）の点検及び管理
- イ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の施設設備の維持管理に関する業務
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例（以下「かっこ館条例」という。）に基づく鳥取県立とっとり賀露かっこ館の施設設備の維持管理に関する業務（県が示す備品の計画的な購入、施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）
- ウ その他鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に必要な業務
来館者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービス提供並びに施設の利用促進に関すること。

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

- (ア) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (イ) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- (ウ) 鳥取県を代表する水産資源であるかにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を

行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興を図ること。

- (エ) マリンピア賀露内の賀露中央海鮮市場協同組合及び株式会社食のみやこ鳥取地場産プラザわったいなどの連携をはかること。
- (オ) 利用者の要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設の利用促進に努めること。
- (カ) 鳥取県と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

イ 基本的事項

(ア) 開館時間

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

(イ) 休館日

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

(ウ) 利用の制限

かにっこ館条例第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の利用を拒み、又は鳥取県立とっとり賀露かにっこ館からの退去を命ずることができること。

- a 鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙する者
- c みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てる者
- d 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- e 上記のほか、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の管理上支障があると認められる者として知事の承認を得て指定管理者が定める者

(エ) 措置命令

指定管理者は、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(オ) 入館料

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の入館料は無料とする。

(カ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(キ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(ク) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可、その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館指定管理者業務仕

様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができること。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 指定管理者は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら料金を徴収する事業（以下「自主事業」という。）を実施できること。なお、自主事業を実施しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。ただし、自主事業が公序良俗に反するものである場合は承認しない。また、自主事業が、施設の設置目的等を逸脱していると県が判断した場合は、自主事業の中止を指示するものとする。

エ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

オ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

カ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が通勤のために使用することのできる施設内駐車場はないこと。

キ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

（ア）来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

（イ）施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、16の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料その他の収入の取扱い等

（1）指定管理料の支払

県は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、263,063,000円（消費税及び地方消費税の額23,914,818円を含む。）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定に定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。（平成30年募集時の予定価格4,750,000円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。）

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

（2）その他の収入等の取扱い

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品		○
災害保険（建物）への加入		○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

6 応募資格等

(1) 応募資格

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は

- 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
- （ア）暴力団員を経営幹部とすること。
- （イ）暴力団員を雇用すること。
- （ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
- （エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。
- （オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
- （カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。
- コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- サ 応募の日において、鳥取県立とっとり賀露かっこ館に係る指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

（2）複数の法人等による応募

鳥取県立とっとり賀露かっこ館のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、（1）に掲げる応募資格（アを除く）を全て満たしていること。
- また、（1）アについては、グループのうち1者以上が満たしていること。
- カ 11の（3）の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和5年7月11日（火）から同年8月25日（金）まで
質問事項の受付	令和5年7月11日（火）から同年8月15日（火）まで
役員名簿の事前提出	令和5年7月11日（火）から同年8月10日（木）まで
現地説明会	令和5年7月31日（月）
募集の受付期間	令和5年7月11日（火）から同年8月25日（金）まで
面接審査	令和5年9月上旬 （時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。）
審査結果の通知	令和5年9月中旬から下旬
指定管理者の指定	令和5年12月（議会の議決を経て行う。）

8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年7月11日（火）から同年8月25日（金）までの間に、インターネットの水産振興課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/237897/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

- (1) 配布期間 令和5年7月11日（火）から同年8月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（県庁本庁舎4階）
電話 0857-26-7309
ファクシミリ 0857-26-8131
メールアドレス suisan@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、受付後5営業日後を目途に回答する。

- (1) 受付期間 令和5年7月11日（火）から同年8月15日（火）まで
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、水産振興課ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日時 令和5年7月31日（月）午後1時30分から午後3時
- (2) 場所 鳥取県立とっとり賀露かっこ館
鳥取市賀露町西三丁目27-2
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年7月27日（木）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込むこと。
なお、申込期限までに申し込みがあった場合は現地説明会を開催することとしていますが、期限までに申し込みが1件もなかった場合は開催しませんので御承知置ください。

11 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間
令和5年7月11日（火）から同年8月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、（3）ク 当該法人等の役員名簿については、1部を令和5年8月10日（木）の午後5時15分までに事前提出を行うこと。（申請書提出の際にも再度提出を行うこと。）
- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所
ア 応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。
なお、郵便等による提出は、令和5年8月25日（金）の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
イ 応募書類は、8の（2）の場所に提出すること。
- (3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

- ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕
- イ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理業務に関する事業計画書〔様式2〕〔様式2-2〕
- ウ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕
- エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- キ 当該法人等の概要（鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕
- ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕
- サ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕
- シ グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(4) 応募書類の提出部数
 正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

- (5) 応募に当たっての留意事項
- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
 - イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
 - ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
 - エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
 - オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
 - カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
 - キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
 - ク (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
 - ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、かっこ館条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

1.2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、詳細な採点基準は別添「鳥取県立とっとり賀露かっこ館審査表」のとおりとする。

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	配点なし （必須）
2	施設の効用を最大限に発揮させるもの	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の	65点

	であること。 (指定手続条例第5条第2号)	ービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 開館時間、休館日の設定 個人情報保護、情報の公開 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・県の指定管理料額の多寡	15点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等)	20点

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和5年9月上旬開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、鳥取県立とっとり賀露かっこ館において新たなネーミングライツが導入される場合は以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、鳥取県立とっとり賀露かっこ館に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

1 4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者とすることが令和5年11月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年2月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(エ) 事業報告書に関する事項

(オ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(カ) 責任分担に関する事項

(キ) 個人情報保護その他の管理上の留意事項

(ク) その他

(3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) (2)により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

1 5 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、委託・工事請負発注の状況、備品購入の状況、主要展示生物の生息状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書その翌月15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。

ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

1 6 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に改善することができなかつた場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1 7 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、鳥取県立とっとり賀

露かっこ館を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館について、鳥取市から鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために鳥取県立とっとり賀露かっこ館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

18 添付資料

(1) 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例(資料1)

(2) 施設の概要(資料2)

(3) 施設の入館者数の実績及び指定管理委託料積算資料(資料3)

(4) 現行組織体制、業務の委託実績、修繕実績、行政財産の目的外使用許可の状況(資料4)

(5) 令和4年度展示・イベント等の実施状況(資料5)

(6) 令和4年度生物の入手状況(資料6)

(7) 鳥取県立とっとり賀露かっこ館指定管理者業務仕様書(資料7)

19 その他

応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

(別紙様式)

ファクシミリ送信先 鳥取県農林水産部水産振興局水産課
(ファクシミリ番号：0857-26-8131)

質 問 票
(鳥取県立とっとり賀露かっこ館)

令和 年 月 日

法人等名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

(電話 _____)

(ファクシミリ _____)

(メールアドレス _____)

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質 問 内 容

整理番号 _____

(別紙様式)

ファクシミリ送信先 鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課
(ファクシミリ番号：0857-26-8131)

現 地 説 明 会 参 加 票
(鳥取県立とっとり賀露かっこ館)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の現地説明会に参加を希望しますので、提出します。

団体の名称		
法人格の有無 (有る場合はその種類)		有り () ・ 無し
所在地		
連 絡 先	電話番号	
	ファクシミリ	
	電子メール	
	担当者の氏名	
参加者氏名		以上 名

※複数団体のグループ管理計画を計画している団体にあつては、代表団体について記載してください。
※参加人数は、応募団体当たり3名以内としてください。

[別紙]

提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理業務に関する事業計画書	○様式2、様式2-2によること。
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限（8月10日（木））までに1部提出すること。 提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと）、住所及び生年月日の記載のあるもの。（提出日から申請書類の提出期限までに変更があつた場合は、速やかにその旨を連絡し、再度名簿を提出すること。） ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出をすること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、令和5年7月11日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。様式5によること。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を、速やかに提出すること。

(様式1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

郵便番号
主たる事務所
申請者 の所在地
法人等の名称
代表者氏名
電話番号
印

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[構成団体]

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の住所、名称、代表者氏名を記入すること。)

[添付書類]

- 1 施設の管理業務に関する事業計画書〔様式2〕〔様式2-2〕
- 2 施設の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕
- 3 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 6 当該法人等の概要を記載した書類〔様式4〕
- 7 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- 8 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- 9 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕
- 10 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕
- 11 グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(様式2)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する事業計画書

[記載上の注意]

※用紙はA4版縦、書式は自由とします。必要であれば図表の添付は可能です。

※ページ数は適宜追加して差し支えありません。

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者を希望する理由

--

(2) 管理運営の方針

(注) 住民の公平な利用の確保、利用者へのサービス、収入確保と経費の節減、省エネルギー・省資源への取組み、水生生物の飼育・展示・水産に関する体験活動の場の提供、利用者の増加、近隣集客施設や県との連携確保などの方針について記載すること。

(3) 他の施設管理の実績

(注) 公の施設、同種の施設等の管理をされている場合には、当該施設名等を記載すること。

2 サービスの提供内容

※ 実現可能性の高い提案を具体的に記載すること。

(1) 水生生物の飼育管理業務(仕様書3(1))

ア 水生生物の収集

(注) 水生生物の収集に係る基本的な考え方を記載すること。

イ 水生生物の飼育

(注) 水生生物の飼育に係る具体的な考え方を記載すること。

ウ 水生生物の展示

(注) 水生生物の展示に係る具体的な考え方を記載すること。

(2) 観光及び水産振興に係る業務(仕様書3(3))

ア 水生生物の展示・生態等の紹介・イベント実施

(1) 水生生物の展示・生態等の紹介方法に係る基本的な考え方
(2) イベントの実施内容・実施場所・年間概算実施回数・年間実施スケジュール

イ 出前かっこ館

(注) 出前かっこ館の実施に係る基本的な考え方(実施対象・実施内容・年間概算実施回数)を記載すること。

--

ウ 鳥取県の観光及び水産の振興を図るための提案・行事

(注) その他鳥取県の観光及び水産の振興を図るための提案や行事の実施に係る基本的な考え方を記載すること。
--

エ 自主事業

※計画のある場合は、必ず記載すること。

(1) 事業名
(2) 事業内容 (注) 実施内容を詳細に記載すること。(料金・利用可能時間等)
(3) 事業実施の目的及び効果 (注) 詳細に記載すること。
(4) 収支計画 ア 収入見込 円 (内訳) 〇〇費 円 〇〇費 円 イ 支出見込 円 (内訳) 〇〇費 円 〇〇費 円

(注) 事業ごとに作成すること。

オ サービスの向上策と利用促進に向けた取組

(注) 利用者へ提供できるサービスの向上策や、利用促進に向けた具体策があれば、記載すること。
--

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理業務(仕様書3(2))

ア 業務実施に向けた考え方

(注) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応について記載すること。	備考

イ 業務の実施内容

次の表左欄に掲げる業務に関し、右欄に具体的な実施内容を記載すること。

([] 内は、業務の最低基準を定めている仕様書の番号と一致する)

業 務	実 施 内 容
清掃業務 (1) 通常清掃 (2) 定期清掃 [3(2)① 清掃回数は様式2-2により提案すること]	
空調等保守点検業務 [3(2)②]	

海水取水施設維持管理業務 〔3（1）③〕	
自家用電気工作物の保守 〔3（1）④〕	
施設警備業務 （1）防犯 （2）火災 （3）設備 〔3（1）⑤〕	
消防設備保守点検業務 〔3（1）⑥〕	
一般廃棄物処理業務 〔3（1）⑦〕	
産業廃棄物処理業務 〔3（1）⑧〕	
駐車場の管理及び施設内の除雪 〔3（1）⑨〕	
修繕業務 〔3（1）⑩〕	
その他の施設・設備維持 （1）植栽 （2）その他施設設備の維持 〔3（1）⑪〕	
保険の加入 （1）対人賠償 （2）対物賠償 〔3（1）⑫〕	

ウ 外部委託等の考え方

<p>（1）発注予定 （注）指定期間中に予定する委託、工事請負の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者が発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者が発注する必要があるときはその理由を記載すること。 〔委託、工事請負発注予定の記載の参考例：別紙でも可〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内 容</th> <th>期 間</th> <th>金額 (概算)</th> <th>発注先</th> <th>選定 方法</th> <th>県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県内・県外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県内・県外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県内・県外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							種別	内 容	期 間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由					県内・県外							県内・県外							県内・県外		
種別	内 容	期 間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由																												
				県内・県外																														
				県内・県外																														
				県内・県外																														
<p>（2）障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定 （注）指定期間中に予定する障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者が発注しなければならないが、納入・受</p>																																		

注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者が発注する必要があるときはその理由を記載すること。（障がい者就業施設からの単なる物品の購入は記載する必要はない。

〔委託の記載の参考例：別紙でも可〕

種 別	内 容	期 間	金 額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由

4 開館時間・休館日

(1) 開館時間の考え方と設定内容

ア 開館時間の考え方

	備 考

イ 開館時間の設定内容

時 分 ～ 時 分 (時間)	備 考

(2) 休館日の考え方と設定内容

ア 休館日の考え方

	備 考

イ 休館日の設定内容

(注) 休館日の条件を詳細に記載すること。 (例：12月29日～1月1日、毎月第2火曜日等)	備 考

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

	備 考

(2) 緊急時の体制・対応

	備 考

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

	備 考

(4) 利用者等の要望の把握及び対応方針

	備 考
--	-----

--	--

6 管理経費

(1) 管理経費の効率化の考え方

	備考

(2) 県委託料の額

総額及び年度内訳	提 示 額	県委託料上限額
総額（5カ年）		263,063千円
令和6年度		52,690千円
令和7年度		52,661千円
令和8年度		52,661千円
令和9年度		52,661千円
令和10年度		52,390千円

上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

7 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

(注) 指揮命令系統がわかるもので、配置する職員数を()書で併記すること。
 実施体制の考え方、施設長の人選についての考え方などを記載すること。
 [組織図の記載の参考例：別紙でも可]

施設長 ○○ △△
 (1) () ()

××
 ()

◇◇
 ()

(2) 職員の職種等

(注1) 組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員、委託職員等）、月勤務日数、従事する業務、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載すること。
 (注2) 人件費の合計額(A)は、収支計画書〔様式3〕の指定管理開始年度の人件費の額と一致させること。
 (注3) 実際の運営に当たっては、ここで示した人数を下回ることはできないこと。

開 館 日					
休 館 日					

<備考>

勤務日数:正規職員〇〇日/月、非常勤職員〇〇日/月

開館日:〇人、休館日〇人でのローテーション勤務

(6) 人材育成

(注1) 接遇、経理などに関する人材育成及び担当職員の業務水準の維持、向上させる方策について、記載すること。

(注2) 指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。

8 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況
(募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間)

[次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。]
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、その他施設の維持管理・運営に係る法令

9 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.3%が適用されており、常用労働者数43.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(令和5年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認定を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認証を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

(2) 男女共同参画の推進、あいサポート企業等の認定の認定

(注) 男女共同参画推進企業

: 鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱(平成16年2月9日男女第250号)により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。(認定手続き中であることを証する書類を添付すること)

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

男女共同参画推進企業に認定されていない。

その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認定を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認証を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

(注) あいサポート企業等

: あいサポート運動実施要綱(平成23年4月1日第201100000830号)により認定された企業

又は団体

〔申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください〕

- あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。（認定手続き中であることを証する書類を添付すること）
※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認定を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認定を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

〔申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください〕

ISO14001、TEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）
- ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。（認定手続き中であることを証する書類を添付すること）
※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認定を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認証を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

(様式 2 - 2)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する事業計画書 (清掃場所の頻度表)

清掃場所	面積 (㎡)	材質等	通常 清掃	定期 清掃
			週単位	2か月単位
風除室	11.4	ブロック敷き	週__回	—
展示室(松葉がに牧場を含む)、体験 実習室	365.5	ホモジニアス系ビニル床タイル	週__回	月 or 年__回
男女トイレ	26.1	磁器質タイル	週__回	—
洗面所、授乳室、多目的トイレ	30.6	ホモジニアス系ビニル床タイル	週__回	月 or 年__回
トイレ通路	11.3	ホモジニアス系ビニル床タイル	週__回	月 or 年__回
事務室	70.6	塩ビ床シート	週__回	月 or 年__回
計	515.5	—	—	—

(様式3)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 ()

1 委託業務に必要な委託料 円

2 上記委託料に伴う収支計算書 (単位：千円)

区 分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
収入項目					
県からの委託料					
利用者へのサービス提供に伴う収入					
その他の収入					
収入合計 (A)					
支出項目					
人件費					
人件費(常勤職員)					
人件費(非常勤職員)					
維持管理運営費					
旅費					
需用費					
消耗品費					
上下水道費					
印刷製本費					
修繕費					
役務費					
通信運搬費					
手数料					
保険料					
その他物件費					
報償費					
使用料及び賃借料					
県が指示した水槽購入費					
その他					
委託料					
公課費					
自主事業					
支出合計 (B)					
差額 (A) - (B)					

(注1) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注2) 各年度ごとの収支計画は別紙(様式3-2)に記入すること。

(注3) 光熱費は支出額から除くこと。

(様式3-2)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 ()

() 年度収支計算書

(単位：千円)

区分	金額	内訳
収入項目	県からの委託料	
	利用者へのサービス提供に伴う収入	
	その他の収入	
収入合計 (A)		
支出項目	人件費	
	人件費(常勤職員)	
	人件費(非常勤職員)	
	維持管理運営費	
	旅費	
	需用費	
	消耗品費	
	上下水道費	
	印刷製本費	
	修繕費	
	役務費	
	通信運搬費	
	手数料	
	保険料	
	その他物件費	
	報償費	
	使用料及び賃借料	
	県が指示した水槽購入費	
	その他	
	委託料	
公課費		
自主事業		
支出合計 (B)		
差額 (A) - (B)		

(注1) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(注4) 光熱費は支出額から除くこと。

(様式4)

法人等の概要について

項目	内 容
名 称	(注) 主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその名称を記載すること。
応募時点における所在地	(注) 主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。
指定管理受託後の所在地	(注) 指定管理を受託するにあたり事務所所在地を変更する予定がある場合に記載すること。なお、主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。
設立年月日	
代表者名	(注) 役職名も記載してください。
資本(出資)金	
職員数	総数 人(常勤 人、非常勤等その他 人)
うち県内	総数 人(常勤 人、非常勤等その他 人)
経営方針	
主要業務	
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に配置可能な人員等	

連絡先

担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

(様式5)

指定申請に係る申出書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号
主たる事務所の
申出者 所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

1

2

3

(様式6)

指定申請に係る宣誓書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

主たる事務所の所在地
申請者 法人等の名称

印

代表者氏名

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定申請を行うに当たり、法人等及び役員（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成団体を含む。）が下記の事項に該当しないことを宣誓します。

また、下記の6に該当しないことの確認のため、鳥取県警察本部に照会がなされることに同意します。

なお、本宣誓書の内容及び鳥取県への提出については、関係者の同意を得ています。

記

〔構成団体〕

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の名称を記入すること。)

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- 2 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- 3 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- 5 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（1）から（6）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
 - （1）暴力団員を経営幹部とすること。
 - （2）暴力団員を雇用すること。
 - （3）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
 - （4）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。
 - （5）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
 - （6）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- 7 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。〔※新たな法人等を設立して申請する場合は、設立母体となる法人等がこの様式を使用する場合は、当該項目を削除すること。〕
- 8 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第4項の規定による応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の管理運営に関するグループ協定書

株式会社□□□□□（以下「甲」という。）と株式会社△△△△△（以下「乙」という。）は、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館（以下「かにかっこ館」という。）の指定管理による管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、かにかっこ館を共同連帯して管理運営するため、グループを構成するものとする。

（名称）

第2条 当グループは、▽▽▽▽▽（以下「グループ」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当グループは、事務所を鳥取県_____に置く。

（代表者の名称）

第4条 当グループは、甲を代表者とする。

（代表者の権限）

第5条 甲は、かにかっこ館の指定管理業務の履行に関し、当グループを代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

- （1）管理運営全般の統括
- （2）鳥取県及び監督官庁等との折衝
- （3）グループの管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

（業務の期間及び協定の効力等）

第6条 本協定に係る指定管理業務の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。
2 当グループは、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
3 前項の規定にかかわらず、当グループが第1項の期間にかにかっこ館の指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第7条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務分担）

第8条 グループにおいて、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

甲	乙
①管理運営の統括	①
②	②
③	③
・	・

（経費責任）

第9条 当グループのかにかっこ館の管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 主たる事務所の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

乙 主たる事務所の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鳥取県を代表する水産資源であるかにかを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにかを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資するため、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館(以下「かにっこ館」という。)を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、かにっこ館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) かにっこ館の水生生物の飼育管理に関する業務
- (2) かにっこ館の施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、かにっこ館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 かにっこ館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 かにっこ館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があつた場合又は知事の承認があつた場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(行為の制限等)

第6条 かにっこ館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) かにっこ館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙すること。
 - (3) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、かにっこ館の利用を拒み、又はかにっこ館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、かにっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かにっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、かにっこ館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及び新条例第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例第7条の規定による措置命令とみなす。

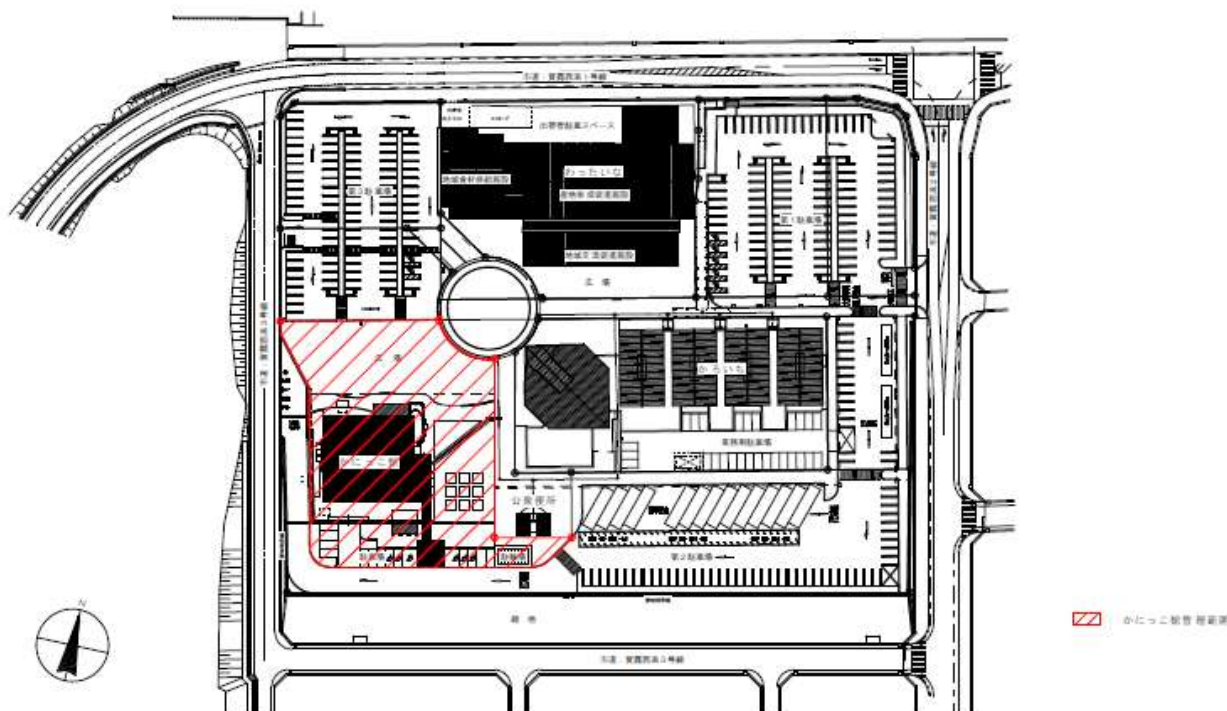
(資料2) 施設の概要

1 土地

(1) 公有財産の状況

財産名	とっとり賀露かっこ館	
所属	農林水産部水産振興局水産振興課	
分類	行政財産	
用途	公共用財産 その他の施設	
面積	10,000.12 m ²	
沿革	H14.9.2	取得(買収)
	H19.5.14	一部換地処分

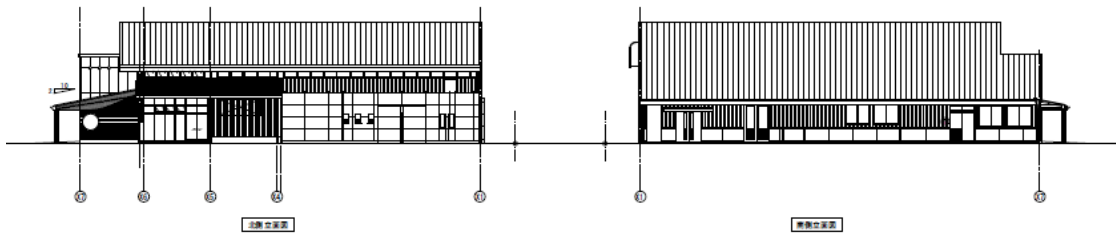
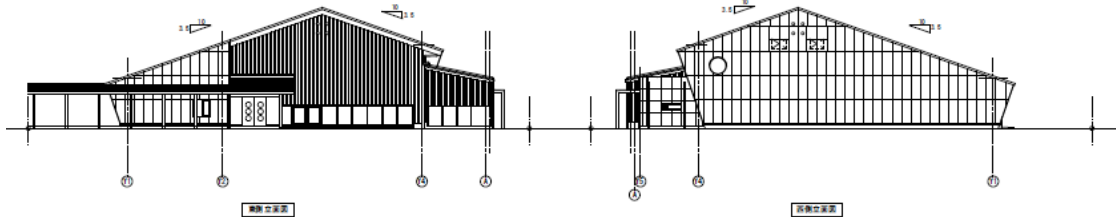
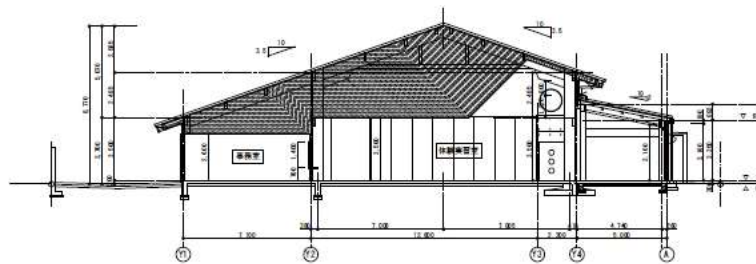
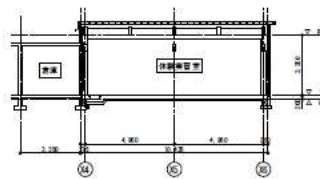
(2) 敷地現況



2 建物・工作物

(1) 公有財産の状況

財産名	とっとり賀露かっこ館						
所属	農林水産部水産振興局水産振興課						
分類	行政財産						
用途	公共用財産 その他の施設						
建築面積	886.31 m ²						
延面積	808.11 m ²						
建物	種別	構造	建築面積	延面積	決算面積	建築年月日	事由
	ポンプ室	RC1F	13.95	13.95	13.95	H14.10.31	新築
	展示室	W1F	696.85	651.49	651.49	H15.7.31	新築
	渡り廊下	W1F	32.84	0.00	0.00		
	駐車場	S1F	36.40	36.40	36.40		
	車庫・倉庫	RC1F	24.35	24.35	24.35		
	展示室	W1F	52.17	52.17	52.17	H23.3.31	増築
車庫・倉庫	RC1F	29.75	29.75	29.75			
工作物	用途	構造・数量			取得年月日		



(資料3) 施設の入館者数の実績及び指定管理委託料積算資料

1 入館者数の実績

(千人)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
入館者数	178	213	194	194	190	184	197	174	208	207	202	215	261	252

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
入館者数	238	256	353	124	144	178

2 指定管理委託料積算

(千円)

年度	運営費	備品購入費	計
R6	51,104	1,586	52,690
R7	51,104	1,557	52,661
R8	51,104	1,557	52,661
R9	51,104	1,557	52,661
R10	51,104	1,286	52,390

(参考)

- ・入館料は無料です。
(現在は、指定管理者独自に利用者へのサービス提供(物販、体験イベント料金及び自動販売機の設置等)を実施しており、その収入があります。)
- ・施設老朽化に伴う大規模修繕は、平成27年度までに済ませています。
- ・老朽備品(水槽)については、県が策定した備品購入計画に基づき指定管理者が更新することとし、必要な備品購入費を指定管理委託料に加算しています。

(資料4) 現行組織体制、業務の委託実績、修繕実績、行政財産の目的外使用許可の状況

1 現行組織体制						
(1) 組織体制						
館長(課長級・水産職) 1名(総括)						
係長(事務職) 1名(予算・決算・庶務)						
係長(水産職) 1名(出前かっこ館)						
現業技術員 2名(施設の保守管理・館内イベント企画)						
非常勤職員 3名(飼育補助・接客・館内清掃)						
合計 正職員: 5名 非常勤職員: 3名						
(2) 標準的な職員配置(業務内容、配置場所、配置時間帯、配置人数)						
業務内容		職員配置場所、配置時間、配置人数				
		体験実習室 展示室	バックヤード	事務室	出前かっこ館	備考
開館日	①開館準備作業 ・水槽清掃	8:15~9:00 4~5名	9:00~10:30 4~5名			・休日や来客状況、イベント内容により増員 ・飼育管理業務は業務内容に応じ1~2名で対応
	②来客者対応(館内配置)	9:00~17:00 1名				
	③管理運営業務 ・管理運営 ・施設設備の維持管理 ・イベント準備 ・広報等			8:30~17:15 2名		
	④イベント実施(休日)	13:00~15:00 1名				
	⑤出前かっこ館実施				10:00~16:00 2名	
	⑥飼育管理業務 ・飼育管理点検業務 ・飼育管理	10:00~17:15 1~2名				
休館日	①開館準備 ・水槽清掃	8:15~9:00 4名	9:00~10:00 4名			・出前かっこ館実施が重なった場合は増員体制で対応
	②管理運営業務 ・庶務 ・設備管理 ・イベント準備 ・広報等			9:00~17:15 2名		
	③出前かっこ館実施				10:00~16:00 2名	
	⑤飼育管理業務 ・飼育管理点検業務 ・飼育管理	10:00~17:15 2名				
<備考>						
勤務日数:正職員 21日/月、非常勤職員 17日/月						
必要人員:開館日 5人~6人、休館日 4人~5人程度 でのローテーション勤務						

2 業務の委託実績 (R4) (円)

空調設備機械施設保守点検	1,129,700
清掃委託	1,056,000
海水取水施設維持管理	499,950
電気工作物保安委託	197,417
消防設備保守点検	99,000
機械警備委託	66,000
一般廃棄物	101,645
産業廃棄物	20,829
その他	442,277
計	3,612,818

3 修繕実績 (R4) (円)

弁柵撤去・バルブ交換取替及び弁柵埋め戻し	119,900
冷水器取替一式	226,600
散水井水量水器取替	73,700
井水量水器取替	213,400
井水流入管水量水器取替	22,000
かっこ館屋外サイン看板修繕	254,650
計	910,250

4 行政財産の目的外使用許可の状況

(1) 土地

使用許可 目的	所在地	数量 又は 面積	当初使用 許可年月 日	R4使用 許可期間	使用料(円)		使用許可先
					単価	R4 使用料	
海水取水用の 配水管の埋設	鳥取市賀露町西三 丁目27-2 地番表示(330)	0.39 ㎡	H14.10.5	R4.4.1~ R5.3.31	年額 909円	909	鳥取市賀露町西三丁目27-1 賀露中央海鮮市場協同組合
海鮮市場内の 水槽の海水補 給	鳥取市賀露町西四丁 目1802-4	1日 当たり 24m ³	H14.10.5	R4.4.1~ R5.3.31	53円/m ³	592,381	鳥取市賀露町西三丁目27-1 賀露中央海鮮市場協同組合
自社活魚水槽 の海水補給	鳥取市賀露町西四丁 目1802-4	1日 当たり 8m ³	H14.10.5	R4.4.1~ R5.3.31	53円/m ³	53	鳥取市賀露町西四丁目1802-4 有限会社上野商店
鳥取・賀露みなど オアシス情報端 末の設置	鳥取市賀露町西三 丁目27-2 地番表示(330)	1.13 ㎡	H17.3.31	R4.4.1~ R5.3.31	月額 270円/月	免除	鳥取市幸町71番地 鳥取市

(2) 建物 該当なし

(資料5) 令和4年度展示・イベント等の実施状況

1 休館日			
毎週火曜日			
※火曜日が祝日の場合は翌平日を休館日とする。また、利用者の利便性向上と、周辺施設が開館している状況を踏まえ、小中学校の長期休業期間中、ゴールデンウィーク期間中及び年末年始の火曜日は臨時開館する。			
2 展示の状況			
(1) 常設展示			
水槽	展示日程	コーナー名	展示種
屋外プール	—	波の出るプールに入って遊んじゃおう!	新型コロナウイルス対策の為周年閉鎖
ふれあい水槽	通年	ヒラメのえさやり体験	ヒラメ
鳥取の魚水槽	通年	鳥取の海は魚でいっぱい!	マダイ スズキ ドチザメ キジハタ アカエイ 他
カニのかくれんぼ	通年	目立たないように着飾ります!!	モクズシヨイ
	~6/13	カニ忍法!“岩化け”の術	カルイシガニ
	6/13~	なが~いハサミが“棒”みたい!!	ヒシガニ
	~6/13	“缶切りハサミ”のテクニシャン!!	トラフカラッパ
	9/7~		メガネカラッパ
	6/14~9/6		キンセンガニ
カニの仲間	~8/31	進化の必要がなかった完全生物!!	アメリカカブトガニ
	9/1~		マルオカブトガニ
	通年	日本にはいなかった“外来生物”!!	アメリカザリガニ
	2/23~	華麗なる“海のカマキリ”!!	モンハナシャコ
	~1/17、3/1~	小さな海のチアリーダー	キンチャクガニ
環境水槽	通年	どっちの海がいいですか?	アカイソガニ ヒライソガニ
		きれいな海	イソガニ ホンヤドカリ
		汚れた海	イシガニ
大きさ比べ	通年	日本が誇る世界最大種!	タカアシガニ
		エ~!! ビックリな世界ー!	アメリカンロブスター
		これでも立派なおとなです!	ヒメアカイソガニ
松葉がに牧場	通年	鳥取名産「松葉がに」とはボクのこと!!	ズワイガニ
	通年	カニ王国 鳥取県の“真の”主役!!	ベニズワイガニ

	通年		ケムシカジカ
	5/28～		ミツカドホンヤドカリ ゴトウヤドカリ
			ケガニ ヒキガニ
	11/11～		クサウオ
	1/19～		ナガヅカ ケムシカジカ
食用ガニ	～11/24	“ズガニ” カワガニ”はボクのこと!	モクズガニ
	11/24～	特別編! 海老蟹ともに旨い!	ウチワエビ オオバウチワエビ
	通年	美味しそう!? かわいい!	ケガニ (若蟹)
いろんなカニ	通年	海の近くにはおじゃまします!?	アカテガニ ベンケイガニ
	通年	お尻隠して 頭隠さず!?	カイカムリ
	通年	うまそうな名前にや毒がある!?	スベスベマンジュウガニ
	～9/13		ユウモンガニ
	9/13～	美味しそうなお饅頭はいかがが～!?	ベニホシマンジュウガニ
いろいろなカニ	～12/3	え～ビックリなエビの世界!	イセエビ
	12/3～	この蟹こそ真の“松葉がに”だで!	マツバガニ
	～12/19	巨大ハサミは骨をも砕く!?	ノコギリガザミ sp.
	12/21～	世界最大の蝦蛄に生き物大集結?	トラフシャコ
捨てられたペット	通年	ペットの飼い捨て防止ならびに外来種問題の啓もう	ミシシippアカミミガメ クサガメ イシガメ
カウンター水槽①	通年 6/28～9/6 ～6/28、9/6 ～	鳥取県沖に棲む珍魚「水深50～100mより」	イトマキフグ
			サギフエ ゲンロクダイ
			マツカサウオ ダルマオコゼ
カウンター水槽②	通年	かにっこ保育園で元気に育て!?	トラザメ (ふ化当歳魚)
カウンター水槽③	通年	人間のお父さんも見習いなさい!?	シーポニー マナマコ ホソウミヤッコ
カウンター水槽④	～10/11	マンスリー水槽	コイ、ハナオコゼ、アサヒガニなど
	10/11～11/15	ヤドカリ釣り告知	アカボシヤドカリ
	11/15～	カニにとっては要注意生物!!	マダコ
カウンター水槽⑤	～6/28、3/23～	普通じゃないカニ!?	サワガニ
	6/29～3/23		クロベンケイガニ
カウンター水槽⑥	通年	え? イモリが絶滅!?	アカハライモリ

カウンター水槽⑦	通年	“懐かし～！”で年齢がばれる!?	ウーパールーパー
カウンター水槽⑧	～6/28	カニ忍法!“岩化け”の術	カルイシガニ
	6/29～7/19		ハナオコゼ
	7/20～9/7		クロイシモチ カゴカキダイ
			コロダイ ソラスズメダイ
	9/7～11/1	マンスリー水槽 10月	ハマクマノミ
	11/1～	”ひっぱりだこ飯”の壺を水槽に入れてみた!	マダコ
11/1～12/14		ヒョウモンダコ	
企画展示コーナー①	通年	人も魚も見かけじゃわからん!?	ウツボ トラウツボ
			ゼブラウツボ モヨウモンガラ ドオシ
企画展示コーナー②	～7/29	魚たちの“第2の魚生(セカンドライフ)”	オニダルマオコゼ サラサハタ
	～1/17		イヌザメ コブヒトデ
	1/17～		クギベラ♂♀ アヤメエビス ヒフキアイゴ ヒメアイゴ
企画展示コーナー③	通年	え～ビックリなエビの世界! “へビ”みたいな“おさかな”さん!?	フリソデエビ
			レッドレグボクサーシュリンプ モヨウタケウツボ シマウミヘビ ハナヒゲウツボ
企画展示コーナー④	通年	映画みたいにかかない現実!?	カクレクマノミ ナンヨウハギ
			キイロハギ ヨスジリュウキュウスズメダイ
			アカスジモエビ アオヒトデ
企画展示コーナー⑤	通年	“動”物なのに 動かない!?	イバラカンザシ サンゴイソギンチャク
	通年		ディスクコーラル sp.
	～5/10		ブラックオセラリス ナベカ コケギンポ
	～9/7		спанチークアネモネフィッシュ ハマクマノミ タマイタダキイソギンチャク
企画展示コーナー⑥	通年	恥ずかしがり屋のアイドル!	チンアナゴ クロナマコ
再展示コーナー①	通年	「Q. ハリセンボンの英名は？」	ハリセンボン
	7/29～		サラサハタ
再展示コーナー②	～7/29	「Q. トラフシャコの英名は？」	トラフシャコ
	7/29～	「Q. オニオコゼに刺された時の応急処置は？」	オニオコゼ※黄変アルビノ オニダルマオコゼ
	9/29～		オニオコゼ

再展示コーナー③	通年	「Q. 子育ての仕方は？」	マンシュウイシモチ カミナリベ ラ
	～3/20		ギンガハゼ ニシキテッポウエビ アカネハナゴイ アミメハギ ゼブラハゼ
コブフウセンウオの成 長水槽	通年	水族館でもお目にかかれ ない魚!!	コブフウセンウオ
松葉がに漁深海生物水 槽	通年	松葉がに漁で獲れた深海 生物	タナカゲング イバラモエビ ク モダコ
	～2/6		クロザコエビ
淡水魚水槽	通年	めだかの学校	ミナミメダカ サンインコガタス ジシマドジョウ
	5/30～		シロメダカ 楊貴妃メダカ
	12/13～		レッドグラミー マーブルグラミ ー
	12/13～2/14		ゴールデンハニードワーフグラミ ー ネオンドワーフグラミー
ウニ水槽	9/10～		ムラサキウニ
			バフンウニ

(2) 特別展示

展示日程	コーナー名	場所	展示種
4/22～7/18		体験実習室	ルリマダラシオマネキ
～4/28		トピック水槽	ズワイガニ色素変異、タナカゲング 等
4/28～6/15		トピック水槽	オオグソクムシ
～6/2	クラゲコーナー	松葉がに牧場	ミズクラゲ
6/15～12/3		トピック水槽	マツバガニ
6/24～7/11	環境大学コラボ水槽淡水	体験実習室	ウキゴリ、ギンブナ等
6/24～9/9	環境大学コラボ水槽海水	体験実習室	アカオビシマハゼ等
～8/10	クラゲコーナー	松葉がに牧場	タコクラゲ
8/10～8/13			ミズクラゲ
8/13～9/3			タコクラゲ
9/3～			ミズクラゲ
通年			カラージェリー
12/3～3/7			トピック水槽
3/7～		トピック水槽	クサウオ
3/16～	クラゲコーナー	体験実習室	サカサクラゲ
～1/19	松葉がに牧場 特別展示	松葉がに牧場	ベニズワイガニ
1/20～			ベニズワイガニ

(3) マンスリー展示 (体験実習室 60×30×35 cm)

展示日程	コーナー名	展示種
～4/19・20	春展示	アケボノハゼ、ハタタテハゼ等
	※カニ展示小型水槽№.13 同時「春」企画	サクラダイ
4/20～5/24	コいのなかま	コイ
5/25～6/28	カエルアンコウ	カエルアンコウ、ハナオコゼ
6/29～7/19	七夕	シモフリタナバタウオ、ホシササノハベラ
7/20～9/6	夏休みの自由研究	アサヒガニ
	暑い夏の必需品	ウチワエビ、オオバウチワエビ
9/9～10/11	十五夜	ヒフキアイゴ、ホンソメワケベラ
9/7～11/1	ハロウィン第1弾	グラスキャットフィッシュ
	ハロウィン第2弾	オニオコゼ
9/13～11/1	ハロウィン第3弾	ベニホシマンジュウガニ
	ハロウィン第4弾	クロナマコ
10/5～11/1	ハッピーハロウィン①	クラウンウェルツノガエル
	ハッピーハロウィン②	ゴールデンハニードワーフグラミー等
10/11～11/22	秋展示	ハオコゼ、ホンベラ、イソスジエビ等
11/23～12/26	クリスマス	コンゴウフグ、W. ソックス
12/27～1/17	正月・干支展示	ヒメアイゴ、クギベラ♂♀等
1/18～2/28	合格祈願	メガネカラッパ、キンチャクガニ
3/1～	春展示	トールボツツデムワーゼル

3 イベント開催一覧

4月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
～3日(日)	かにっ甲子園	—	—
9日(土)	缶バッジを作ろう!	10	28
10日(日)	貝殻アクセサリを作ろう!	2	3
16日(土)	帽子マグネットを作ろう!	0	0
17日(日)	手形スタンプを作ろう!	2	3
23日(土)	貝殻ストラップを作ろう!	20	36
24日(日)	ボトルジェルを作ろう!	17	34
5月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
4/29(金)～5/5(木)	こいのぼりを探そう!	517	1293

7日(土)	プラ板ストラップを作ろう！	21	53
8日(日)	フラワーベースを作ろう！	9	15
14日(土)	ステンドグラスを作ろう！	14	35
15日(日)	貝殻でモビールを作ろう！	18	45
21日(土)	アイロンビーズで作ろう！	11	27
22日(日)	貝殻フォトフレームを作ろう！	9	17
28日(土)	ジグソーパズルを作ろう！	1	3
29日(日)	万華鏡を作ろう！	17	34
6月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
4日(土)	アメフラシで染物体験	11	27
5日(日)	ドリームキャッチャーを作ろう！	11	27
11日(土)	缶バッジを作ろう！	22	55
12日(日)	手形スタンプを作ろう！	25	62
18日(土)	貝殻風鈴を作ろう！	19	32
19日(日)	貝殻ストラップを作ろう！	22	63
26日(日)	カニの折紙を作ろう！	14	26
7月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
2日(土)	涼しいうちわを作ろう！	12	30
3日(日)	貝殻アクセサリを作ろう！	19	38
9日(土)	万華鏡を作ろう！	21	47
10日(日)	貝殻リングストラップを作ろう！	21	52
16日(土)～18日(月祝)	カニの福笑いに挑戦！	620	1550
17日(日)	磯の生きものタッチング	82	200
18日(月・祝)	いか墨書道大会	80	160
23日(土)	シェルビーチを作ろう！	22	55
24日(日)	帽子マグネットを作ろう！	17	42
30日(土)	壁飾りを作ろう！	20	45
31日(日)	トラザメの卵を使ったハーバリウムを作ろう！	27	80
8月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
6日(土)～21日(日)	かにっ甲子園	253	633
6日(土)・7日(日)	キンセンガニを釣ろう！	164	410

13日(土)～15日(月)	キンセンガニを釣ろう！	278	695
20日(土)・21日(日)	キンセンガニを釣ろう！	99	248
27日(土)	ステンドグラスを作ろう	21	52
28日(日)	ボトルシェルを作ろう！	30	75
9月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
3日(土)	アイロンビーズを作ろう！	10	25
4日(日)	缶バッジを作ろう！	23	58
10日(土)・11日(日)	チリメンモンスターを探そう！	55	138
17日(土)～19日(月)	かにっこ BINGO	229	488
23日(金)	海のお仕事体験	6	15
24日(土)	プラ板ストラップを作ろう！	12	30
25日(日)	フラワーベースを作ろう！	8	15
10月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
1日(土)	ジグソーパズルを作ろう！	16	40
2日(日)	手形スタンプを作ろう！	14	35
8日(土)	燕趙園 こどもまつり	52	156
8日(土)	お魚料理教室	9	18
9日(日)・10日(月)	カニの甲羅積み大会	156	391
15日(土)	貝殻でモビールを作ろう！	13	33
16日(日)	貝殻ストラップを作ろう！	9	23
22日(土)	ハロウィン缶バッジを作ろう！	13	33
23日(日)	ステンドグラスを作ろう！	20	50
29日(土)・30日(日)	ヤドカリを釣ろう	77	167
11月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
3日(木・祝)	ヤドカリを釣ろう	43	116
5日(土)・6日(日)	ヤドカリを釣ろう	90	239
12日(土)・13日(日)	親がにを釣ろう	60	90
19日(土)・20日(日)	カニの甲羅積み大会	125	227
23日(水・祝)	フラワーベースを作ろう！	5	13

26日(土)	アワビのストラップを作ろう！	26	65
27日(日)	凧を作ろう！	11	27
12月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
3日(土)・4(日)	海の生き物タッチング	29	72
10日(土)	缶バッジを作ろう！	16	40
11日(日)	スノードームを作ろう！	12	31
17日(土)	毛糸で人形を作ろう！ クリスマス ver.	13	33
18日(日)	松ぼっくりツリーを作ろう！	10	28
24日(土)	クリスマスカードを作ろう！	6	15
25日(日)	ミニ門松を作ろう！	15	38
31日(土)	毛糸で人形を作ろう！干支 ver.	15	37
1月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
1日(日)～3日(火)	海の生き物タッチング	80	199
7日(土)～9日(月)	千本引き大会	125	311
14日(土)	カニの甲羅積み大会	52	130
15日(日)	アワビストラップを作ろう！	14	35
21日(土)	凧を作ろう！	4	10
22日(日)	プラ板ストラップを作ろう！	16	40
28日(土)	手形スタンプを作ろう！	1	2
29日(日)	プラントハンガーを作ろう！	1	2
2月			
日時	イベント	参加者数	利用者数
4日(土)・5日(日)	チリメンモンスターを探そう！	41	103
11日(土)	ジグソーパズルを作ろう！	9	19
12日(日)	缶バッジを作ろう！	3	7
18日(土)	アイロンビーズを作ろう！	20	51
19日(日)	貝殻クリップを作ろう！	19	47
23日(木・祝)	お守りを作ろう！	19	41
25日(土)	プラ板ストラップを作ろう！	25	62
26日(日)	毛糸で人形を作ろう！	20	50
3月			
日時	イベント	参加者数	利用者数

5日(日)	手形アートを作ろう！	11	28
12日(日)	貝殻フォトフレームを作ろう！	10	25
18日(土)	燕趙園 こどもまつり	12	30
19日(日)	万華鏡を作ろう！	21	53
21日(火・祝)	お皿に絵を描こう！	22	55
3/25(土)～ 4/9(日)	春を探そう！	270	675

(資料6) 令和4年度生物の入手状況

1 寄贈・持ち込み			
【入手先】 水産試験場/栽培漁業センター/各漁港/漁師/一般			
甲殻類	数	魚類	数
アカボシヤドカリ	336	ネコザメ	2
イシガニ	1	ハマフエフキ	1
イバラモエビ	2	ヒゲダイ	1
クロザコエビ	4	ヒラメ	2
ゴトウヤドカリ	2	ホテイウオ	1
コブフウセンウオ	0	ムツ	1
サメハダヘイケガニ	2	楊貴妃メダカ	不明
ジャノメガザミ	1	刺胞動物	数
ズワイガニ♀	16	スターポリプ	1
ズワイガニ♂	25	軟体動物	数
ズワイガニ稚	2	アオウミウシ	1
ツノガニ	1	オトヒメウミウシ	1
ツノナガコブシガニ	2	クロシタナシウミウシ	1
テナガコブシガニ	1	サザエ	1
トゲツノヤドカリ	105	シロウミウシ	1
トゲトゲツノヤドカリ	52	タコ s p.	1
フタバベニツケガニ	1	ナガニシ	1
ベニズワイガニ♂	10	バイ	2
ベニズワイガニ♀	13	ハナガサウミウシ s p.	1
ベニツケガニ	1	ヒョウモンダコ	1
マツバガニ	1	マダコ	1
ミツカドホンヤドカリ	11	ミノウミウシ s p.	2
モクズガニ	1	ユウレイイカ	1
魚類	数	棘皮動物	数
テングダイ	1	イトマキヒトデ	4
イシガキダイ	1	イトマキヒトデ	90
イシダイ	41	トゲモミジガイ	1
オニオコゼ	4	ムラサキウニ	2
オニオコゼ※黄変アルビノ	1	ヒトデ s p.	1
カンパチ	1	両生類	数
クサウオ	3	ウーパールーパー	8
コブフウセンウオ	20	それ以外	数

シロメダカ	不明	ワモンツツボヤ	1
タツノオトシゴ	2	プラナリア	不明

2 自家採取

甲殻類	数	磯魚	
			7
アカイソガニ	8	オニオコゼ	2
アカテガニ	33	カミナリベラ	1
アメリカザリガニ	29	キュウセン	1
イシガニ	3	コケギンボ	1
イソガニ	2	スズメダイ	1
ウニ水槽		タツノオトシゴ	1
イッカクガニ	1	ハオコゼ	10
ガザミ s p .	2	ホソウミヤッコ	2
キンセンガニ	381	ホンベラ	1
クロベンケイガニ	35	棘皮動物	数
サワガニ	9	イトマキヒトデ	21
ヒメアカイソガニ	59	トゲモミジガイ	1
ヒライソガニ	2	ムラサキウニ	22
ホンヤドカリ	46	それ以外	数
ヤドカリ s p .	1	アメフラシ	1
ヤワラガニ	12	ウメボシイソギンチャク	9
魚類	数	貝類 s p .	1

※sp. (species) に関しては種の断定はできないが、仲間であろうもの

3 購入

生物名	金額	数
カエルアッコウ	10,551 円	7
ハナオコゼ	14,148 円	6
タコクラゲ	13,281 円	9
アサヒガニ	8,980 円	1
アサヒガニ	16,370 円	2
タコクラゲ	13,598 円	8
モクズシヨイ	8,604 円	7
トラフカラッパ	25,350 円	3
マルオカブトガニ		2
ホンソメワケベラ		5

ミズクラゲ	8,756 円	6
ヒフキアイゴ	26,985 円	10
ベニホシマンジュウガニ		5
カラージェリー	23,421 円	5
コブヒトデ		5
ホワイトソックス	37,292 円	5
コブヒトデ		11
コンゴウフグ	26,820 円	2
マンジュウヒトデ		1
カラージェリー	12,056 円	5
メガネカラッパ	23,300 円	5
カラージェリー	18,606 円	6
ガラルファ	10,870 円	40
トールボッツデムワーゼル	19,142 円	50
シーポニー	16,400 円	6

4 飼育生物一覧

アイゴ	魚類	ガラ・ルファ	魚類
アウミカメ	爬虫類	カラーゼリー	刺胞動物
アオハタ	魚類	カンパチ	魚類
アオヒトデ	棘皮動物	キロハギ	魚類
アカイソガニ	蟹	キンハタ	魚類
アカエイ	魚類	キハツク	魚類
アカオビシマハゼ	魚類	キュウセン	魚類
アサシモエビ	甲殻類	キンカハゼ	魚類
アカテガニ	蟹	キンセンガニ	蟹
アカナマコ	棘皮動物	キンチャクガニ (カニハサミイソギンチャク)	蟹
アカネハナゴイ	魚類	キンブナ	魚類
アカハライモリ	両生類	クギヘラ	魚類
アカヒトデ	棘皮動物	クサウオ	魚類
アカボシヤドカリ	甲殻類	クサカメ	爬虫類
アシナガケブカガニ	蟹	クジメ	魚類
アマカエル	両生類	クマノミ	魚類
アミノコギリカサミ	蟹	クモダコ	頭足類
アメリカカブトガニ	剣尾類	クランウェルツノカエル	両生類
アメリカサリガニ	甲殻類	クロイソモチ	魚類

アメリカンロフスター	甲殻類	クロナマコ	棘皮動物
アヤマエビ	魚類	クロベシケイガニ	蟹
アワビ	貝類	クロメシナ	魚類
イカゲリホシヤトカリ	甲殻類	ケアシガニ	蟹
イシガニ	蟹	ケアシホシヤトカリ	甲殻類
イシガメ	爬虫類	ケガニ	蟹
イシダイ	魚類	ケフカヒメヨコハマサミ	甲殻類
イソガニ	蟹	ケムシカシガ	魚類
磯仔魚 sp.	魚類	ケンロクダイ	魚類
イッカクガニ	蟹	コイ	魚類
イトマキヒトデ	棘皮動物	コイボイソギンチャク	刺胞動物
イトマキフグ	魚類	コケギンボ	魚類
イヌサメ	魚類	コシオリエビ sp.	甲殻類
イハラカンザシ	環形動物	コトウヤトカリ	甲殻類
イハラモエビ	甲殻類	コフダイ	魚類
ウーハールーハール	両生類	コフヒトデ	棘皮動物
ウグイ	魚類	コフフウセンウオ(コンハイトウ)	魚類
ウチリエビ	甲殻類	コンコウフグ	魚類
ウツリカサゴ	魚類	サギフェ	魚類
ウツボ	魚類	ササエ	貝類
ウメボシイソギンチャク	刺胞動物	サラサハタ	魚類
オウキガニ sp.	蟹	サリガニ	蟹
オウサマウニ	棘皮動物	サンインコカダスジシマトシヨウ	魚類
オオハウチリエビ	甲殻類	サンゴイソギンチャク	刺胞動物
オニオコセ	魚類	シーボニー (タスマニアホニー)	魚類
オニタルマオコセ	魚類	シマイサキ	魚類
カイカムリ	蟹	シマウミヘビ	魚類
カクレクマノミ	魚類	シマヒメヤマノカミ	魚類
カコカキダイ	魚類	シモフリタナハタウオ	魚類
カサゴ	魚類	シライトイソギンチャク	刺胞動物
カミナリヘラ	魚類	スズキ	魚類
スナギンチャク sp.	刺胞動物	フリソテエビ	甲殻類
スハシチークアネモネフィッシュ	魚類	ヘニスワイガニ	蟹
スヘスヘマンジユウガニ	蟹	ヘニツケガニ	蟹
スワイガニ	蟹	ヘニホシマンジユウガニ	蟹
セブトラウツボ	魚類	ヘシケイガニ	蟹

ソラスメダイ	魚類	ホタテウミヘビ	魚類
タイクハタタナゴ	魚類	ホリトソックス	甲殻類
タカアシガニ	蟹	ホンソメワケヘラ	魚類
タカノハダイ	魚類	ホンヘラ	魚類
タツノオトシゴ	魚類	ホンヤトカリ	甲殻類
タナカゲソケ	魚類	マーブルクラミー	魚類
タマイタギイソギンチャク	刺胞動物	マカキガイ	貝類
タルマオコゼ	魚類	マダイ	魚類
チンアナゴ	魚類	マダコ	頭足類
ツノカゴフシガニ	蟹	マツカサウオ	魚類
テイスクローラル	無脊椎動物	マツハガニ	蟹
テナカゴフシガニ	蟹	マナコ (アオコ・クロコ)	棘皮動物
トールホツツテムラーゼル	魚類	マヒトテ	棘皮動物
トゲツノヤトカリ	甲殻類	マルオカフトガニ	剣尾類
トゲトゲツノヤトカリ	甲殻類	マンジューイシモチ	魚類
トゲモミシガイ	棘皮動物	ミシシビアカミカメ	爬虫類
トシヨウ	魚類	ミスクラゲ	刺胞動物
トチサメ	魚類	ミツカトホンヤトカリ	甲殻類
トラウツホ	魚類	ミナミメダカ	魚類
トラサメ	魚類	ミミカ	頭足類
トラフカラッパ	蟹	ムシロガイ	貝類
トラフシヤコ	口脚類	ムラサキウニ	棘皮動物
ナカツカ	魚類	メカネカラッパ	蟹
ナハカ	魚類	メハル	魚類
ナンヨウハギ	魚類	メハル sp. (ウスメハル)	魚類
ニシキテッポウエビ	甲殻類	モクスガニ	蟹
ネコサメ	魚類	モクスシヨイ	蟹
ハイ	貝類	モツコ	魚類
ハオコゼ	魚類	モミシガイ	棘皮動物
ハコフク	魚類	モヨウタケウツホ	魚類
ハフンウニ	棘皮動物	モヨウモンカヲトオン	魚類
ハマクマノミ	魚類	モンハナシヤコ	口脚類
ハマフエフキ	魚類	ヤトカリイソギンチャク	刺胞動物
ハリセンボン	魚類	ユウモンガニ	蟹
ヒシガニ	蟹	ユキレンゲウニ	棘皮動物
ヒフキアイゴ	魚類	ヨウキヒ	魚類

ヒメアイゴ [°]	魚類	ヨスジ [°] リュウキュウス [°] メダ [°] イ	魚類
ヒメアカイソガ [°] ニ	蟹	ルリス [°] メダ [°] イ	魚類
ヒメツハ [°] メウオ	魚類	レット [°] ク [°] ラミー	魚類
ヒメヌマエビ [°]	甲殻類	レット [°] レック [°] ホ [°] クサー [°] シュリンブ [°]	甲殻類
ヒライソガ [°] ニ	蟹		
ヒラメ	魚類		
フジ [°] ナマコ	棘皮動物		
フタバ [°] ヘ [°] ニツケガ [°] ニ	蟹		
フ [°] ラックオセテリス	魚類		

※種名は正式なものではなく、流通名や通称で表記している場合もあります。

(資料7)

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館指定管理者業務仕様書

この仕様書は、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館（以下「かにっこ館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行ない快適な施設環境を作るとともに、施設の利用の向上に努めるものとする。

1 管理運営方針

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- (3) かにっこ館の運営については、鳥取県（以下「県」という。）を代表する水産資源であるかにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興を図ることとする。
- (4) かにっこ館の運営に当たっては、マリニピア賀露内の賀露中央海鮮市場協同組合（以下「かろいち」という。）及び株式会社食のみやこ鳥取 地場産プラザわったいな（以下「わったいな」という。）との連携をはかること。
- (5) 利用者の要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設の利用促進に努めること。
- (6) 県と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 人員体制

- (1) かにっこ館の管理運営業務全般の総括的な責任を担う館長相当職を1名配置すること。
- (2) その他、管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守するとともに、利用者の利便性を考慮し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (3) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。
- (4) 取締役、執行役員、理事以外の役員の職（これに準ずる職を含む。）であって、指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査をするものにある2人以上の者に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。
 - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

3 業務の内容

- (1) かにっこ館の水生物の飼育管理に関する業務

①飼育管理業務

ア 基本事項

かにっこ館で展示するかに類等の水生生物を収集し、飼育管理を行う業務。展示生物収集及び飼育管理は次の業務実施要領によるほか、県と指定管理者が協議して定めるものとする。

イ 展示生物の収集・採集

収集・採集する水生生物の種類、数量は、水中生物の収容能力等を勘案して決定し、収集・採集に要する経費は指定管理者が負担する。

また、漁業者及び県の研究機関等との円滑な関係を形成し、展示生物の寄贈・贈与を受けること。

ウ 飼育管理業務

- (ア) 水生生物の飼育管理
- (イ) 飼育環境(水温・水質・換水率等)の確認及び調整
- (ウ) 飼育設備(水槽・濾過器・調温装置・ポンプ等)の点検及び管理
- (エ) その他、県と指定管理者との協議により必要と認められた事項

エ 記録・報告事項

以下の項目について、日々の記録を行うこと。

- (ア) 各水槽毎に飼育状況、飼育環境、飼育設備等の状況

(2) かっこ館の施設設備の維持管理に関する業務

業務に当たっては、各施設・設備の機能・状況を把握した上、適切に実施するとともに、業務記録を作成し、指定管理期間終了後5年間保存すること。

清掃等の維持管理業務又は設備等の保守点検業務を専門業者に委託する場合にあつては、指定管理者は作業内容等を掌握するとともに、作業の完了を確認し、業務記録等を作成させ、指定管理期間終了後5年間保存すること。

指定管理者は、施設又は設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のための応急措置、修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずること。

①清掃業務

ア 基本事項

下記によるほか、現場の実情に応じ、美観または建物の管理上必要と認める作業を行うものとする。

- (ア) 作業に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
- (イ) 作業箇所に応じ、適正な機械器具、材料を使用し、建物、器物等を破損しないこと。
- (ウ) 作業実施のために必要な人員を確保し、作業の疎漏、遅滞等がないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。
- (エ) 展示室、体験実習室等の作業において、来館者や執務に支障を与えないようにするとともに、職員、来館者及び作業従事者の安全を確保するための措置を講ずること。
- (オ) 作業従事者に対し、次に掲げる事項を徹底させるとともに作業要領等を十分に会得させるための教育、訓練を実施し、作業中の事故及び建物、展示水槽、器物等の損傷の防止に努めること。
 - a 作業中は一定の衣服及び名札を着用し、作業従事者であることを明らかにするとともに、職員、来館者へ不快感を与える作業、言動に注意すること。
 - b 作業は、静粛かつ丁寧に行い、建物、器物等を破損しないようにすること。
 - c 火気については特に注意し、引火性の材料はなるべく使用しないこと。
 - d ほこり、ちり、水等を飛散しないこと。
 - e 使用資材の整理整頓、衛生に心がけること。
- (カ) 鳥取県環境管理システムの環境方針に従い、環境負荷の提言に努めるとともに、省資源、省エネルギーに配慮すること。

イ 作業範囲

作業の対象建物及び区域は、別紙1「作業区域図」のとおりとする。ただし、管理上の都合によりその一部を変更することがある。

ウ 作業の内容

作業の種類及び方法は、別表1のとおりとし、具体的な基準は、別紙2「清掃作業実施基準」によること。

エ 作業日時等

- (ア) 通常清掃
閉館後、次回開館時間までに実施すること。

- (イ) 定期清掃
様式2-2で提案を行った提案内容に従って実施すること。

オ 使用材料

清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレットペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証(JISマーク商品等)のあるものを、指定管理者の負担で用意すること。

カ その他

定期清掃の床面清掃については、通常清掃に係わる清掃とは見なさない。

②空調等保守点検業務

ア 基本事項

空調設備、熱交換形換気扇、衛生設備機器及び展示水槽設備の機能保守のための点検及び修理を実施する業務。設備の維持管理は次の項目について行い、その細部の要領は別紙3及び別紙4による。

- (ア) 本業務に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
- (イ) 作業箇所に応じ、適正な機械器具、材料を使用し、建物、設備や機器等を破損しないこと。
- (ウ) 実施のために必要な人員を確保し、業務の疎漏、遅滞等がないようにするとともに、臨機の業務に対応できる体制を整えておくこと。
- (エ) 従事する者に対し、次に掲げる事項を徹底させ、本業務中の事故等の防止に努めること。
 - a 静粛かつ丁寧に行い、建物、設備や機器等を破損しないようにすること。
 - b 建物、設備や機器等を破損した場合は、直ちに県へ報告し、その指示を受けること。
 - c 建物、設備や機器等の破損又は不良な箇所を発見したときには、直ちに県へ報告すること。
 - d 異常な状況を確認した場合は、直ちに修理すること。ただし、故障や部品の取替等が必要となり、本業務内で対応できない場合は、直ちに県へ報告すること。
 - e 不具合の兆候が認められる場合は、直ちに県へ報告するとともに、改善策を提案すること。

③海水取水施設維持管理業務

ア 基本事項

海水取水施設の保守点検及び受水槽他清掃を実施する業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。海水取水施設の維持管理に必要と認められる作業を、現場の状況に応じて行うものとする。

- (ア) 作業に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
- (イ) 作業箇所に応じ、適正な機械器具、材料を使用し、建物、設備や機器等を破損しないこと。
- (ウ) 作業実施のために必要な人員を確保し、作業の疎漏、遅滞等がないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。
- (エ) 作業従事者に対し、次に掲げる事項を徹底させるとともに作業要領等を十分に会得させるための教育、訓練を実施し、作業中の事故及び建物、設備や機器等の損傷の防止に努めること。
- (オ) 作業は、静粛かつ丁寧に行い、建物、設備や機器等を破損しないようにすること。
- (カ) 建物、設備や機器等を破損した場合は、直ちに県へ報告し、その指示を受けること。
- (キ) 建物、設備や機器等の破損又は不良な箇所を発見したときには、直ちに県へ報告すること。
- (ク) 作業中に異常な状況を確認した場合は、直ちに保守すること。ただし、故障や部品の取替等が必要となり、作業内で対応できない場合は、直ちに県へ報告すること。
- (ケ) 作業を行い、不具合の兆候が認められる場合は、直ちに県へ報告すること。

イ ポンプ類等保守点検業務の実施要領

- (ア) 保守点検業務の対象機器類は、自動給水ポンプ、取水ポンプ、制御盤（ポンプ及び増設）、配管及びその他取水に関する機器類（圧力センサー、圧力スイッチ、圧力タンク、圧力計、逆止弁、流量計）とする。
- (イ) 保守点検の回数は、年2回実施するものとする（原則9月、3月）。
- (ウ) 保守点検業務は、別表2「取水ポンプ等点検基準」に従うこと。

ウ 受水槽他清掃業務の実施要領

(ア) 清掃を実施する箇所及び清掃作業内容

- a 海水ストレーナー
入念に付着物を取り除くこと。
- b 海水井戸ケーシング
入念に付着物を取り除くこと。
- c 受水槽までの配管類
入念に配管上の付着物を取り除くこと。
- d 受水槽
平成15年厚生労働省告示第119号空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準第三第1項1号に基づき行うこと。
- e 館内地下海水貯水槽及び地下井水貯水槽
受水槽内壁、電極棒等から入念に付着物を取り除くこと。なお、薬品類の使用は不可とする。

清掃後は内部状況を点検するとともに、警報装置の作動を確認すること。

(イ) 清掃回数及び時期

受水槽が年6回（原則5月、9月、11月、1月、2月、3月）、海水ストレーナー、海水井戸ケーシング2か所（第1井戸、第2井戸）及び受水槽までの配管類は年3回（原則9月、1月、3月）、海水地下貯水槽及び井水地下貯水槽は年1回とする。

エ その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については県と協議して定めるものとする。

④自家用電気工作物の保守

ア 基本事項

電気設備を良好な状態に維持するとともに、電気事業法に基づく電気工作物（受電設備）の保守点検を電気事業法令に基づく指定業者により行う業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

(ア) 業務を実施する箇所及び業務内容

かっこ館に設置している電気工作物（設備容量225kVA、最大電力150KW、受電電圧6,600V）の点検業務、絶縁監視業務を行う。

(イ) 点検業務の基準等

別紙5「点検、測定及び試験の基準」のとおりとする。

(ウ) 緊急時の協力体制

電気事故、緊急時の協力体制について明確にし、1時間以内に対応できること。

(エ) 絶縁監視措置

低圧電路の絶縁（漏電）を監視するために絶縁監視装置を設置し、これを維持すること。ただし、絶縁監視装置は50mA以下の漏電電流で感知し発報するものであること。また、これにより絶縁状態（漏電）を常時監視し電路の絶縁が不良（漏電が発生）となったことを感知した場合には、県に通知するとともに応急処置をとるものとする。

⑤施設警備業務

ア 基本事項

開館時間内においては館内巡視により、不審者・不審物等の発見、火の元・消火器・火災報知器等の点検及び放置物の除去等避難動線の確保など適切な対応を図り、事件・事故の防止及び被害の拡大防止に努めること。

(ア) 異常を発見した場合は、初期消火活動など適切な処置を行い、消防署、警察署及び鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課又は指定する緊急連絡者へ通報及び連絡をすること。

(イ) 開館時間外においても、同様に適切な対応を図ること

(ウ) 外部委託により機械警備を行う場合においても、異常発生時には速やかに対応できるようにすること。なお、機械警備用機械装置の内容は次のとおりとすること。

a 防災、防犯を行うことのできる装置とする。

b 自動火災報知設備との連動が可能なものとする。

c 警備対象で発生した異常事態の情報をNTT回線で受託者の監視センターへ伝達できるものとする。

イ 既設設備

施設の平面図は、別紙6のとおりである。

⑥消防設備保守点検業務

ア 基本事項

消防法の規定に基づき、自動火災報知設備や消火器などの点検を実施し、報告書を所轄の消防署に提出する業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

(ア) 点検の内容

外観・機能点検：年1回 総合点検（外観・機能点検を含む）：年1回

(イ) 消防用設備の概要

a 消火器 b 屋内・屋外消火栓設備 c 自動火災報知設備 d 誘導灯

e 非常警報・放送設備 f 防火・防排煙設備

⑦廃棄物処理業務

かっこ館内で発生する廃棄物を、事業所排出ごみとして定められた処理方法によって適正に処理する業務を行う。

⑧駐車場の管理及び施設内の除雪

ア 基本事項

県有地内にある駐車場については、とっとり賀露かっこ館駐車場管理委託契約（平成15年6月26日付水第80号）に基づき、「かろいち」により別紙7施設区域図のとおり、管理が行われている。

積雪により下記の状態となった場合は、少なくとも、かっこ館が管理する駐車場、駐車場から館までの動線は、除雪を実施すること。なお、「かろいち」に管理委託した駐車場除雪の経費負担については、別途、県と「かろいち」で協議を行う。

(ア) 入館者の歩行に支障をきたすと指定管理者が判断するとき。

(イ) 駐車場に車両が進入できないと指定管理者が判断するとき。

⑨修繕業務

ア 基本事項

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めると共に、部品交換や施設等の修繕及び修繕情報を記録、保存する業務。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

(ア) 日常的な管理で必要となる消耗品又は部品の交換

(イ) 発注1件当たり250万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の施設等の修繕（改良など現状復旧以外の方法による場合は、あらかじめ県に協議すること。）

(ウ) 施設の現場状況等を確認し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者に指示するもの

上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行うものとする。県は、対応について指定管理者と協議した上で、管理上修繕が必要であると判断したものについて、県の負担による修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録については、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行うこと。

※「修繕」とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を事実上支障のない状態まで回復させることをいう。

※「発注1件」とは、修繕内容、修繕の要因、施工時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。

(エ) 修繕等により生じた更新施設等は、すべて県に帰属するものとする。

⑩その他の施設・設備維持

ア 基本事項

その他の植栽及び施設・設備についても、次の事項に留意の上、必要な措置を講ずること。

(ア) 利用者が快適に利用できる環境を維持すること。

(イ) 施設及び設備の機能及び環境を維持すること。

⑪保険の加入

ア 利用者の事故等に対応するため、施設・設備の不備や管理上のかし、業務の遂行中の不注意により利用者に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に管理者が負担する賠償金を担保する保険に加入すること。加入する保険は、自然ふれあい館のすべての施設、区域を対象とするもので、その補償内容が次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 対人賠償限度額 1名につき 30,000,000円以上

1事故につき 300,000,000円以上

(イ) 対物賠償限度額 1事故につき 3,000,000円以上

(ウ) 免責各々1事故につき 1,000円以下

(3) 前2号掲げるもののほか、かっこ館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

①観光および水産振興に係る業務

業務に当たっては、かこを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって、鳥取

県の観光及び水産の振興を図るため、かにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することとする。

ア 館内の生態等の紹介およびイベント

かにを中心とした鳥取県の水生生物及び水産の魅力を知っていただくため、その生態等の紹介やイベントを行う

イ 出前かにっこ館

来館がなかなか難しい県民の方々を対象に、本物の生きた水生生物を間近に見て、直接触れることのできる体験型の移動水族館を行う。

ウ その他

その他鳥取県の観光及び水産の振興を図るための提案及び行事を行う。

②管理運営業務

ア 受付案内等業務

利用者からの口頭、電話等による問い合わせに対する対応、その他利用者の受付、案内、イベント等に関する業務。

なお、施設に寄せられた意見、苦情のうち、県に関わるものについては、県に報告すること。

イ 施設の利用の制限

かにっこ館の施設設備の損傷その他の行為をし、またはそのおそれのある者について、かにっこ館の利用を拒む業務。

ウ 緊急時の対応

災害時の対応並びに利用者の事故等に対応する次の業務。この業務を行うため、緊急時の対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応するほか、特に人身事故や重要な設備に故障が発生した場合は、すみやかに県に報告すること。

なお、緊急時の対応計画は、あらかじめ県に報告すること。

(ア) 暴風等の異常気象時の利用者への注意喚起及び施設保全の対応

(イ) 利用者のけが等の事故に対して救護等の措置

(ウ) 施設内で発生した災害、事故等について、消防・警察等への通報及び県への報告

エ 利用促進業務

(ア) 広報活動

a ターゲット、効果等を十分に検討した上で、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等のメディアを活用した広報を積極的に実施すること。

b ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を開設し、その充実に努めること。

(イ) 営業活動

a 県内外の観光施設・観光案内所等へのリーフレット及び体験イベントの案内チラシを送付するなど、情報発信に積極的に努めること。

b 水生生物及び水産に関する体験学習の場として、県内外の未就学児童、小中学校へ積極的に学習プログラムに取り入れてもらうよう働きかけること。

(ウ) その他、かにっこ館の利用促進のため、親子工作イベント、出前かにっこ館等、自主事業の実施に努めること。

オ 施設の点検及び管理業務

(ア) 館内の管理状況（清掃、空調機器等の運転等）の点検

(イ) 来客者対応（館内案内、展示生物等の説明、子どもの体験学習等）

カ 記録・報告事項

以下の項目について、日々の記録を行うこと。

(ア) 館内の管理状況（清掃点検、空調機器の運転時間等）

(イ) 来客者の状況（人数、展示企画内容、来館者の意見等）

4 その他

(1) 記録の作成・保存

管理運営並びに経理状況について帳簿類等を整理し、県がこれらに関する報告や実地調査を求めた場合には、指定管理者は速やかにこれに従うこと。

なお、収支及び支出状況については、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類は指定期間終了後、5年間保存すること。

(2) 施設及び設備の設置

ア 施設及び設備の新規設置等

(ア) 指定管理者は、利用者のサービス向上を図る目的で新規に施設及び設備を設置することができるほか、施設内の模様替えを行うことができる。この場合においては、あらかじめ県に協議を行うこと。

(イ) 留意事項

a 施設の設置等を行った場合は、指定管理者の負担において、指定期間終了までに、原状に回復すること。ただし、県との協議によりこれによらないこととすることができる。

b 施設又は設備がかっこ館の設置目的に反するものではないこと。

(3) 自動販売機等の設置

(ア) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、指定管理者は、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

(イ) 留意事項

a 設置に当たっては、かっこ館の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、必要最低限の台数を設置すること。

b 設置に当たっては、次の点を要件とする。

- ・ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。
- ・青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。
- ・ゲーム機類は、設置しないこと。

(ウ) 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

(エ) (ウ) の再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

(4) 備品の管理

ア 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品（性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上の物品）の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

イ 県が貸与した備品及び県が指定管理料による購入を指示した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

県は、別表3「県貸付備品対象一覧」に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。

なお、備品の借受者である指定管理者は、当該備品を適正に管理すると共に、貸付期間中に1回以上、当該貸付契約上の貸付物品と現物とを照合し、その照合結果を県に報告すること。

ウ 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。

エ 県が指定管理料による購入を指示した備品及びウにより備品の数量等に異動があった場合並びに県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。なお、県の所有備品の管理を適正に行うため、備品の取扱責任者を設置すること。

オ 備品の修繕が必要な場合には、指定管理者の修繕業務の範囲で実施すること。備品の更新又は新設を希望する場合は、指定管理者が購入計画を作成し、県に提出すること。県は購入の必要性があると判断したものについて購入し、指定管理者に貸し付ける。

カ 県の所有物品については、次の行為をしてはならないこと。

(ア) 他の用途に使用すること。

(イ) 県の許可なく加工、改良を加えること。

(ウ) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に県に協議し、県の承認を得た場合を除く。

キ 県が貸付を行う備品のうち、自動車については、上記の他、次の点についても留意すること。

(ア) 交通法規の遵守、交通事故の防止及び安全運転を行うとともに、県民の信頼を損なわないよう使用すること。

(イ) 自動検査証の有効期間満了前に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める

継続検査を受検すること。

(ウ) 交通事故により第三者に与えた損害は、任意保険への加入により、指定管理者が損害を賠償すること。

(エ) (イ) 及び (ウ) のほか、事故による修繕に必要となる経費は、指定管理者の負担とすること。

ク 経年劣化等による備品の更新に係る費用は、指定管理者が負担することとする。

この場合において、県は、県が策定した備品購入計画(別表4)に基づき、当該備品の更新に係る費用を指定管理委託料に計上し、指定管理者に対して備品購入費相当額を給付するものとし、指定管理者が調達した当該物品の所有権は、県に帰属するものとする。

ケ 別表3「県貸付備品対象一覧」に記載されている備品以外の物品で指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達するものとする。

なお、この場合において、指定管理者が調達した当該物品の所有権は、指定管理者に帰属するものとする。

(5) 備品の購入

ア 指定管理者は、経年劣化等による備品の更新に係る費用は、県が負担することとする。この場合において、指定管理者は、備品の管理状況を踏まえた上で当該備品の更新に係る要望を県に対して行うこと。

なお、県は、その要望を審査し予算の範囲内で備品を購入するものとする。

イ 指定管理者の責任により滅失し、または毀損した備品の補充については、指定管理者が負担するものとする。この場合において、指定管理者が補充した当該備品の所有権は、県に帰属するものとする。

ウ 新規の備品購入は、別表4(年次備品購入計画)のとおり行うものとする。

エ 備品一覧に記載されている備品以外の物品で指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達するものとする。なお、この場合において、指定管理者が調達した当該物品の所有権は、指定管理者に帰属する。

(6) 海水供給設備の使用に係る行政財産使用料の報告

ア 指定管理者は、県が行う次の行政財産使用許可(鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)別表)に基づく海水供給積算流量を4半期末(6月、9月、12月、3月)ごとに計量し、県に報告すること。

(ア)「かろいち」の海水供給設備使用に係る許可

(イ)有限会社上野商店(鳥取市賀露町西四丁目1802)に係る海水供給設備使用に係る許可

イ 量水器の破損・故障等により計量が不可能な場合は、県に報告し、その指示に従うこと。

(7) AED(自動体外式除細動器)の管理

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを配置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用することができるよう管理を行うこと。

※AED(自動体外式除細動器)の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

イ 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるように、年1回以上定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できることを確認すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれのあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

(8) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。

イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

ウ 次のいずれかに該当する場合には、かっこ館の使用について県の指示に従わなければならない。

(ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、かっこ館を閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

- (イ) かっこ館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
- (ウ) かっこ館について、鳥取市から、鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のためにかっこ館を閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。
- (9) Google Map等の管理について
各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。
なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。
- (10) キャッシュレス決済への対応について
施設利用者の利便性を確保するため、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。
- (11) 県及び周辺施設との連携業務
ア 県、指定管理者（県の承認を受けた場合のみ。）以外の者が、かっこ館に施設、その他の工作物を設置する場合は、行政財産使用許可が必要であり、引き続き県が許可を行う。行政財産使用許可について問い合わせ等があった場合は、速やかに県に引き継ぐこと。
なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。
- イ 「かろいち」「わったいな」等周辺施設が行うイベントに協賛した体験企画や、消防訓練、開館日調整など、両施設との連携に努めること。
- ウ 「かろいち」管理の鳥取市の公共トイレでの非常ランプ点灯時など周辺施設で緊急事態が発生した場合は、「かろいち」、「わったいな」と連携を図り対応すること。
- エ 県がその業務に必要とする資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力し、及び対応すること。
- (12) ネーミングライツの取扱い
鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、かっこ館において新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。
- (13) 環境に配慮した施設運営
利用者の利便性や適切な管理の実施に配慮しつつ、冷暖房、散水等において、エネルギー資源の効率化に努めなければならない。
また、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を利用するなど、省資源に努めること。
- (14) 障がい者及び高齢者の就労機会の確保
障がい者及び高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。
ア 高齢者の直接雇用にも努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。
- (15) 喫煙対策
かっこ館の建物内は禁煙とする。
- (16) 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱い
指定管理者は、管理運営に当たり、特許権法等により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続きをし、経費を負担すること。
- (17) 指定期間終了後の引継業務
指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑

かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(18) 守秘義務の遵守

指定管理者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

①清掃業務 清掃業務 別表1

(通常清掃：1週単位)

作業の種類	作業の方法
床拭き掃除、除じん、部分汚れ落とし	1 丁寧に掃き、集めたちり等は所定の場所へ搬出する。 2 汚れや水滴が付着した部分を拭く。便所は床全面を拭く。 3 扉部分等の溝等は、必要に応じて砂等を除去する。
フロアマットの清掃	汚れ等を吸引する。
ゴミ処理	1 収集したゴミは、定められた方法で分別し、所定の場所におく。 2 ゴミ集積場所の整理整頓に心がける。
備品等の除じん	体験実習室及び展示室にある展示ショーケース、椅子、テーブル、水槽台等の汚れを拭き取る。
衛生陶器洗浄	洗浄し拭きあげる。使用用具は便器専用とする。
洗面台洗浄	1 陶器は金具等を洗浄し、拭きあげる。 2 鏡は、乾拭き又は水拭きとする。
ペーパーホルダー磨き	磨く。
汚物処理	汚物入れの内容物を処理し、容器を洗浄する。
衛生用品の補充	トイレトペーパー、せっけん水の補充を行う。

(定期清掃：2か月単位)

5、7、9、11、1、3月 年間計6回

作業の種類	作業の方法
床面清掃、ワックス仕立	1 椅子等の容易に移動できる備品は移動する。ただし、展示用の備品は移動しない。 2 汚れ等を除去しワックスを掛ける。 3 移動した備品等を元に戻す。
窓ガラスの両面洗浄、サッシ洗浄	窓ガラス両面：洗剤等で汚れを除去し、合わせて角及びサッシを清拭する。 外部サッシ：表面を拭き、溝は除じんし清拭する。
トイレ天井部の除じん	除じんする。

※記載されている回数・実施月は令和4年度のものである。

①清掃業務 別紙2「清掃作業実施基準」

清掃作業実施基準

清掃場所	面積 (㎡)	材質等	通常 清掃	定期 清掃
			週単位	2か月単位
風除室	11.4	ブロック敷き	週6回	—
展示室(松葉がにこ牧場を含む)、体験 実習室	365.5	ホモジニアスビニル床タイル	週6回	○
男女トイレ	26.1	磁器質タイル	週6回	—
洗面所、授乳室、多目的トイレ	30.6	ホモジニアスビニル床タイル	週6回	○
トイレ通路	11.3	ホモジニアスビニル床タイル	週1回	○
事務室	70.6	塩ビ床シート	週1回	○
計	515.5	—	—	—

※建築面積は650㎡

①清掃業務 別紙2-2「清掃場所の頻度表」

清掃場所	面積 (㎡)	材質等	通常 清掃	定期 清掃
			週単位	2か月単位
風除室	11.4	ブロック敷き	週__回	—
展示室(松葉がにこ牧場を含む)、体験 実習室	365.5	ホモジニアスビニル床タイル	週__回	月 or 年__回
男女トイレ	26.1	磁器質タイル	週__回	—
洗面所、授乳室、多目的トイレ	30.6	ホモジニアスビニル床タイル	週__回	月 or 年__回
トイレ通路	11.3	ホモジニアスビニル床タイル	週__回	月 or 年__回
事務室	70.6	塩ビ床シート	週__回	月 or 年__回
計	515.5	—	—	—

②空調等保守点検業務 別紙3

空調設備等一覧

区分	機器名称	記号	製造者名等	型式・仕様(規格)	数量	設置場所	備考
空調設備	空冷ヒートポンプ室外ユニット	AOO-1	三菱電機(株)	冷房:56.0kw 暖房:63.0kw PUHY-P560BM-B1-BSG	1台	屋外	展示室用
		AOO-2	三菱電機(株)	冷房:56.0kw 暖房:63.0kw PUHY-P560BM-B1-BSG	1台	屋外	体験学習室用
	空冷ヒートポンプ室内ユニット	ACU-1	三菱電機(株)	天井埋込型 冷房:28.0kw 暖房:31.5kw PEFY-P280M-C	2台	展示室	
		ACU-2	三菱電機(株)	天井埋込型 冷房:28.0kw 暖房:31.5kw PEFY-P280M-C	2台	体験学習室	
	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	ACP-1	三菱電機(株)	2方向吹き出し 冷房:16.0kw 暖房:18.0kw 室内機:PLHX-P160PB-BSG 室外機:PUH-P160GA2-BSG	1組	事務室	
	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	ACP-2	三菱電機(株)	2方向天井カセット形 冷房:22.4kw 暖房:25.0kw 室内機:PUHX-P224PF-BSG 室外機:PUH-P224FA-BSG	1組	作業準備室	
	中温用パッケージエアコン	ACP-3	三洋電機(株)	4方向天井カセット形 冷房:5.0kw 暖房:6.0kw 室内機:SPW-SCHP50T1L 室外機:SPW-SP112T1	1組	松葉がりに牧場	
	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン (同時ツイン)	ACP-4	東芝キャリア(株)	天井吊形 冷房:2.63kw 暖房:2.58kw 室内機:AIC-AP565H ×2台 室外機:ROA-AP1125HSZG	1組	体験学習室	
ルームエアコン	AC-1	三菱電機(株)	壁掛型 冷房:2.2kw 暖房:3.0kw 室内機:MSZ-PXV22K-W 室外機:MUZ-PXV22K	1組	授乳室		
熱交換形換気扇	熱交換形換気扇	HEU-1	三菱電機(株)	天井埋込型 φ350×1410mm/h× 200pa×960w LGH-150RS3	1台	展示室	
	熱交換形換気扇	HEU-2	三菱電機(株)	天井埋込型 φ250×940mm/h× 200pa×575w LGH-100RS3	1台	展示室	
衛生設備機器	洋風便器	-	TOTO(株)	φ480S(フラッシュ弁)	2台	女子トイレ	
	洋風便器	-	TOTO(株)	φ480S(給湯器付)(フラッシュ弁)	2台	男女トイレ	
	洋風便器(車椅子対応)	-	TOTO(株)	φ480A(自動フラッシュ弁)	1台	多目的トイレ	
	和風便器	-	TOTO(株)	φ750V(フラッシュ弁)	4台	男女トイレ	
	小便器	-	TOTO(株)	UFS810CE(自動フラッシュ弁)	4台	男子トイレ	
	小便器(幼児用)	-	TOTO(株)	U309C(フラッシュ弁)	1台	女子トイレ	
	掃除機	-	TOTO(株)	SK22A	1台	男子トイレ	
	汚物処理	-	TOTO(株)	SK-434(フラッシュ弁+混合水栓)	1台	多目的トイレ	
	手洗い器	-	TOTO(株)	L-270C(自動水栓)	1台	多目的トイレ	
	手洗い器	-	TOTO(株)	KE1233060-00(レバー水栓)	1台	体験学習室	
	手洗い器	-	TOTO(株)	LSJ570APF(自動水栓)	1台	松葉がりに牧場	
	ウォータークーラー	-	(株)OSGコーポレーション	コンプレッサー:4hp 冷水利力30L/h(10℃) 消費電力:340w P8	1台	機械室(松葉がりに牧場用)	
	環型自動水栓	-	TOTO(株)	T31AS13	1個	作業準備室	
	立型自動水栓	-	(株)カタダイ	700-705-13	1個	体験学習室	
	シャワー水栓	-	(株)LIXIL	BF-M205H	1個	シャワー室	
	ホーム水栓	-	TOTO(株)	T200S-13	3個	機械室1個、屋外2個	
	温水栓	-	TOTO(株)	T28AH13	1個	女子トイレ	
太陽熱温水器	-	(株)長府製作所	SW1-2110	1台	機械室屋根上		
ガス給湯器	WHG-1	(株)ノーリツ	GG-2023WA(BL)15A	1台	屋外		
小型電気温水器	WHG-1	(株)三菱電機	GB-1222	1台	多目的トイレ		
配管系統	-	-	-	1式	屋内		
量水器	-	-	50m/m	1台	機械室		
量水器	-	-	75m/m	1台	機械室		
展示水栓設備	循環ポンプ	P-1	(株)寺田ポンプ製作所	CMP3-60.7	1式	機械室	
	循環ポンプ	P-2	(株)寺田ポンプ製作所	CMP4-61.5	1式	機械室	
	循環ポンプ	P-3	(株)寺田ポンプ製作所	CMP2-60.2TF	1式	機械室	
	海水汲水ポンプ	PSW-1	(株)川本製作所	GEZ-508-2M1.5	1式	機械室	
	井水給水ポンプ	PU-1	(株)花房製作所	S0BD5MD62.2A	1式	機械室	
	深井戸水中ポンプ	PW-1	(株)花房製作所	32BHS81.1A	1式	屋外	
	水槽冷却制御盤	CP-1	(株)アクアート	リレースイッチによる制御 水温設定システムはマイクロプロ セッサで構成し、機能はソフトウェ アで処理する。 主記憶装置:1Cメモリー 電源遮断保護:停電後のデータメ モリーは不揮発性メモリーにて保護	1式	機械室	
	コンデンスユニット	R-2	パナソニック(株)	OCU-NL400F-SL	1台	屋外	タカアシガニ水樽用
		R-3	パナソニック(株)	OCU-NL200F-SL	1台	屋外	オーストラリアオオガニ水樽用
		R-11	パナソニック(株)	OCU-NL300F-SL	1台	屋外	ズワイガニ及びベニズワイガニ水樽用
		R-12	パナソニック(株)	OCU-NL300F-SL	1台	屋外	
エアブローワー	B-11.12	世界商事(株)	DF-300	2台	機械室		
配管系統	-	-	-	1式	機械室		
貯水槽水位制御フロートスイッチ	-	(株)川本製作所	EHF5-4	2組	機械室		

②空調等保守点検業務 別紙4

空調設備等保守点検基準表

区分	機器名称	保守点検項目	点検回数	備考
空調設備	空冷ヒートポンプ室外ユニット ACO-1	1 外観点検(基礎・固定部、異音、振動、軸受け) 2 冷媒配管及び電気系統点検 3 基礎固定部点検	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	空冷ヒートポンプ室外ユニット ACO-2	1 外観点検(基礎・固定部、異音、振動、軸受け) 2 冷媒配管及び電気系統点検 3 基礎固定部点検	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	空冷ヒートポンプ室内ユニット ACU-1及びACU-2	1 外観点検(異音、振動、軸受け) 2 エアフィルターの点検清掃 3 ファンモーターの点検 4 リモコンスイッチの動作確認	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン室外機	1 外観点検(基礎・固定部、異音、振動、軸受け) 2 冷媒配管及び電気系統点検 3 基礎固定部点検	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン室内機	1 外観点検(異音、振動、軸受け) 2 エアフィルターの点検清掃 3 ファンモーターの点検 4 リモコンスイッチの動作確認	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	中温用パッケージエアコン室外機	1 外観点検(異音、振動、軸受け) 2 冷媒配管及び電気系統点検 3 基礎固定部点検	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	中温用パッケージエアコン室内機	1 外観点検(異音、振動、軸受け) 2 エアフィルターの点検清掃 3 ファンモーターの点検 4 リモコンスイッチの動作確認	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	ルームエアコン室外機 AC-1	1 機器交換 2 外観点検(基礎・固定部、異音、振動、軸受け) 3 冷媒配管及び電気系統点検 4 基礎固定部点検	年1回 年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	記録 フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	ルームエアコン室内機 AC-1	1 機器交換 2 外観点検(異音、振動、軸受け) 3 エアフィルターの点検清掃 4 ファンモーターの点検 5 リモコンスイッチの動作確認	年1回 年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	記録 フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン室内機天吊り(体験実習室)	1 外観点検(異音、振動、軸受け) 2 エアフィルターの点検清掃 3 ファンモーターの点検 4 リモコンスイッチの動作確認	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン室外機天吊り(体験実習室)	1 外観点検(基礎・固定部、異音、振動、軸受け) 2 冷媒配管及び電気系統点検 3 基礎固定部点検	年2回(冷房シーズン前1回、暖房シーズン前1回)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。	
熱交換装置	熱交換形換気扇	1 外観点検(異音、振動、軸受け) 2 負荷電流の確認 3 フィルター清掃 4 エレメント清掃 5 駆動装置点検 6 エレメント・ケーシングの点検 7 接続部点検	年1回	
衛生設備機器	浮床(90風、浮風、小)	1 外観点検	年1回	
	掃除機及び弁搬送機	1 外観点検	年1回	
	牛乳・豚	1 外観点検	年1回	
	ウォータークーラー	1 外観点検 2 内部点検 3 負荷電流の確認 4 動作試験 5 ストレイナーの清掃	年1回	
	水栓(横型自在、立型自在、シャワー、ホー)	1 外観点検 2 ケレップ交換(不用品のみ)	年1回	
	太陽熱温水器	1 外観点検	年1回	
	ガス給湯器	1 外観点検	年1回	
	小容量電気温水器	1 外観・内部点検 2 負荷電流の確認 3 動作試験 4 ストレイナーの清掃	年1回	
	配管系統	1 外観点検 2 漏水点検	年1回	
	量水器	1 外観点検 2 漏水点検	年1回	
展示水槽設備	ポンプ(循環、海水送水、非水送水、深井戸水中)	1 締め付け箇所の検み、キーピンの摩耗、脱落等の点検 2 運転時の異音、振動等の有無、漏水状態の点検 3 清掃	年1回	
	水槽冷却制御装置	1 外観点検 2 動作確認		
	コンデンシングユニット	1 外観点検 2 冷媒配管及び電気系統点検 3 コンデンサー部分の洗浄 4 動作確認	年1回(春)	フロンの吐出抑制法の点検を含む。
	エアブロー	1 締め付け箇所の検み、キーピンの摩耗、脱落等の点検 2 異音、臭気、過熱、振動の有無、汚濁の状態の点検 3 運転時の動作状態の点検 4 清掃 5 ダイセフラム交換	年1回	
	配管系統	1 外観点検 2 海水ストレイナー点検 3 漏水確認	年1回	
	貯水槽水位制御フロートスイッチ	1 動作確認	年1回	

③海水取水施設維持管理業務 別表2「取水ポンプ等点検基準」
取水ポンプ等点検基準

点検箇所	点検内容
ポンプ全揚程	
1) 締切運転圧力	圧力計で測定（定圧に達しない場合は、分解点検）
2) 噴出点検圧力	圧力計で測定（定圧に達しない場合は、分解点検）
電動機電源圧力	電圧計で計測（定格電圧±10%以内のこと。相互のアンバランスがないこと。）
運転電流	電流計で計測（電動機の定格電流値以下であること。電流計の針が安定していること。）
運転音	
1) ポンプ本体	聴音による確認
2) 電動機	聴音による確認
振動	
1) ポンプ本体	触手による確認
2) 電動機	触手による確認
軸封部	
1) メカニカルシール	目視による確認（漏えいする場合は受託業者負担により取替え）
2) グランドパッキン	目視による確認（増し締めでも水漏れする場合は受託業者負担により取替え）
軸継手ゴム損耗度	目視による確認
電動機絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定
バルブ類、ゲージ類	正常稼働を目視により確認
ポンプ外観	ポンプの塗装状態を目視により確認
配管	目視による漏えい状況の確認（ポンプ室からかっこ館まで：L=約650m）
制御盤（ポンプ及び増設）	
1) プリント基板	手動による確認
2) 冷却ファン	聴音による確認
3) 平板コンデンサー	電圧計で計測
4) 電磁開閉器	手動による確認
機器類	
1) 圧力センサー	圧力設定値の測定
2) 圧力スイッチ	圧力設定値の測定
3) 圧力タンク	ポンプ停止時間の確認
4) 圧力計	圧力を抜き、圧力ゲージ「0」の確認
5) 逆止弁	目視による確認
流量計（1か所）	（分岐管1）
1) 電池	専用のリチウム電池（ER6V-M）3.6VDCを購入準備し交換（原則9月1回）。交換時は取扱説明書に基づき行い、再設定を行うこと。
（1か所当たり2本）	電池交換時に、流量計の分解清掃を行うこと。
2) 羽車	流速、流量等の表示状況を手動確認
3) 適正表示	

※参考資料

- ・かっこ館海水取水施設位置図（資料1）
- ・かっこ館海水取水方法（資料2）
- ・かっこ館海水取水施設概要（資料3）
- ・かっこ館海水取水施設機器概要（資料4）

④自家用電気工作物の保守 別紙5「点検、測定及び試験の基準」

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検業務の区分

(1) 月次点検

主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験をいう。

(2) 年次点検 A

月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、測定及び試験をいう。

(3) 年次点検 A 新方式

設備を運転した状態で行う(2)の新方式をいう。

(4) 年次点検 B

(2)の点検項目に加え施設の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。

(5) 工事の期間中の点検

設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。

(6) 竣工検査

設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

(7) 臨時点検

異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探求等をいう。

2 点検の実施回数

(1) 月次点検及び年次点検

ア 月次点検は、「経済産業省告示第249号」に基づき行うものとする。

イ 年次点検(A新方式及びB)は、2年に1回行うものとする。

(2) 工事期間中の点検

工事期間中の点検は、毎週1回以上行うものとする。

(3) 竣工検査

竣工検査は、工事完成後行うものとする。

(4) 臨時点検

臨時点検は、必要がある都度行うものとする。

3 点検の方法

(1) 外部点検は、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検すること。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付状態

(2) 外部精密点検は、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検すること。

4 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
受電設備（二次受電設備を含む。）	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
	遮断機、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		漏えい電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		電圧・電流測定		○
		絶縁抵抗測定		○ ※2
継電器動作特性試験			○	
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	接地抵抗測定			

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
発電装置（非常用予備発電設備を含む。）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		始動・停止点検		○
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		発電電圧・周波数等測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重・液温測定		○
	充電装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 A 新方式	年次点検 B	臨時点検
受電設備 (二次受電設備を含む。)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必要な項目
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器動作特性試験			○	
		継電器との連動動作試験			○	
	遮断機、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検	○		○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検	○		○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3、6	○ ※2	
		継電器動作特性試験			○	
	受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検			○		
	接地抵抗測定		○ ※4	○		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 A 新方式	年次点検 B	臨時点検
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○	必要な項目
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	
発電装置（非常用予備発電設備を含む。）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		始動・停止点検	○ ※5	○ ※5	○ ※5	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	
継電器動作特性試験			○			
継電器との連動動作試験	○		○			
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	

※1 絶縁抵抗測定には絶縁耐力試験を含む。

※2 制御回路については測定を省略することがある。

※3 高圧電路は部分放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガー等で実施する。

※4 過去の実績により、規定値を上回らない（前回の測定値が規定値の75%以下であること。）と判断される場合は、測定を延長（最長2年）することがある。

※5 風力発電設備は除く。

※6 制御回路については測定を省略することがある。

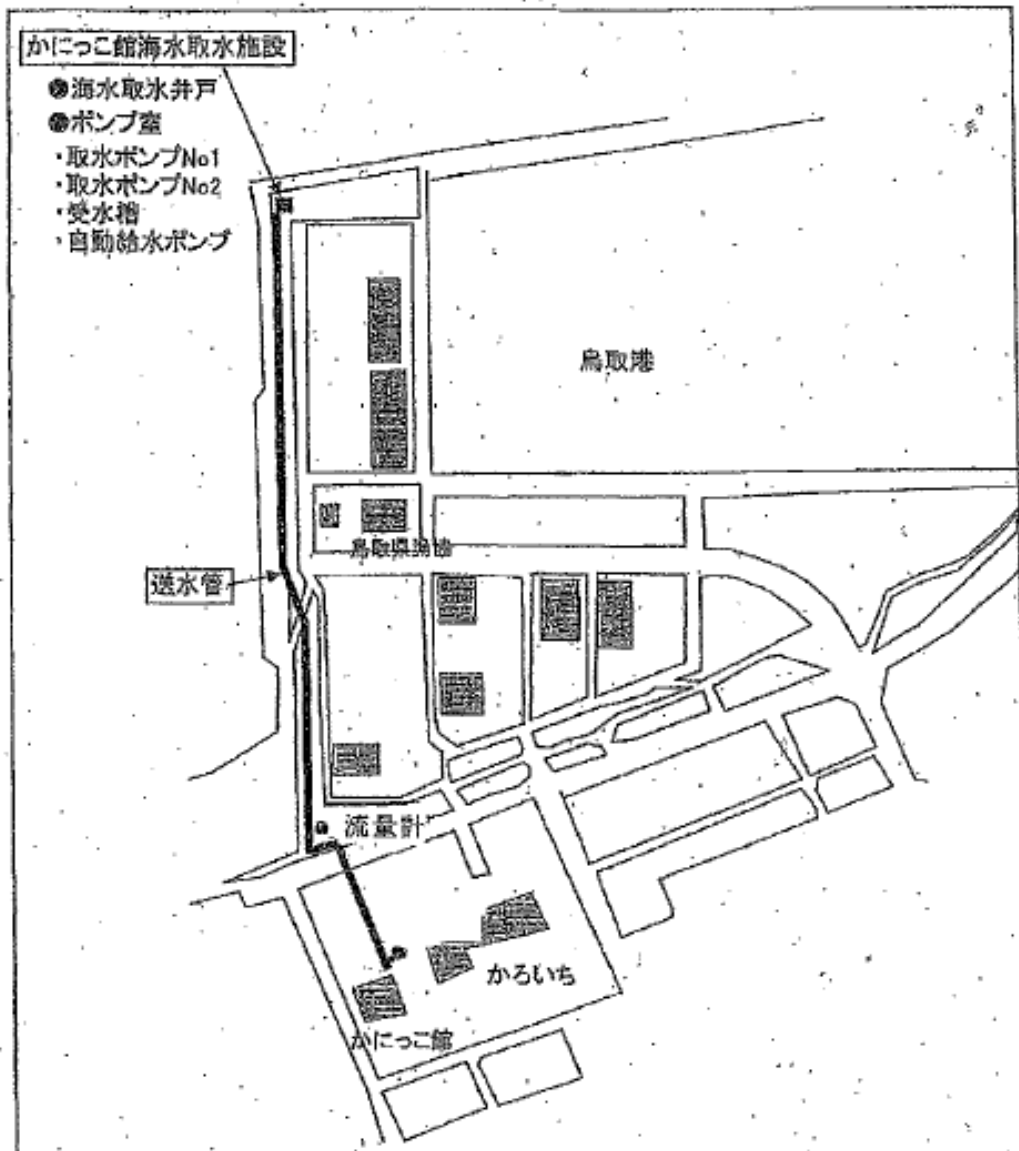
5 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。
2. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条 3 の 3 の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。
3. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。
4. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
5. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器。（密閉型防爆構造機器等）
6. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）に設置する自家用電気工作物。
7. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）に設置する自家用電気工作物。
8. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）に設置する自家用電気工作物。
9. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）に設置する自家用電気工作物。
10. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）に設置する自家用電気工作物。
11. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物。
12. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。
13. 住居者から入室許可が出されない住居内の電気設備。

③海水取水施設維持管理業務

- ・かっこ館海水取水施設位置図（資料1）

資料1

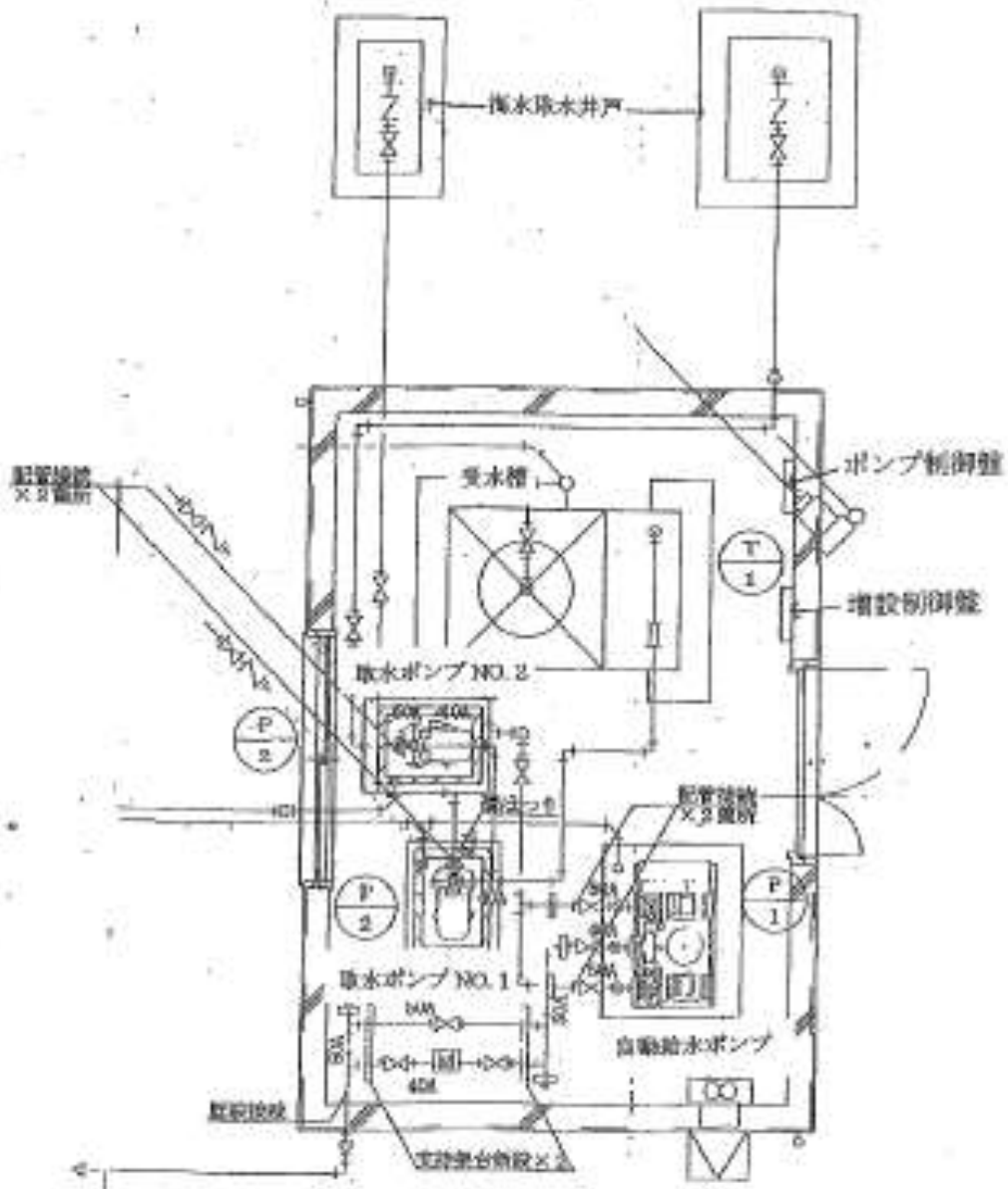


かっこ館海水取水施設位置図

- ③海水取水施設維持管理業務
- ・かっこ館海水取水施設概要（資料3）

資料3

かっこ館海水取水施設概要



③海水取水施設維持管理業務

・かっこ館海水取水施設機器概要（資料4）

資料4

かっこ館海水取水施設機器概要

機器名称		メーカー	型式	仕様
取水ポンプ	N0.1	(株)川本製作所	GSP-3-506-C1.5	吸込口径:50mm 吐出口径:40mm 吐出し量:0.18 m ³ /min モーター出力:1.5KW
	N0.2			
受水槽		日立化成商事(株)	HRT-2.25	FRP パネル単板 容量 2.25 m ³ (1.5m×1.0m×1.5m)
自動給水ポンプ		(株)川本製作所	KZB506A2-2	吸込口径:50mm 吐出口径:40mm 吐出し量:0.25 m ³ /min モーター出力:2.2KW
ポンプ制御盤		河村電器産業(株)	FN5025-02A(図番)	定格電圧 AC210V 制御回路電圧 AC210V
増設制御盤		河村電器産業(株)	EP1857-01A(図番)	定格電圧 AC210V 制御回路電圧 AC210V
流量計(ミルメータ)		日本フローセル(株)	TUI-20L	流体:H ₂ O 相当 流量範囲:2.5~40.0 (L/min) 最高仕様圧力:0.5Mpa 流体温度:0~40°C 圧力損失:最大流量にて約0.03MPa 精度:フルスケールの±3% 表示:瞬間4桁、積算8桁切替表示
地下貯水槽		—	—	地下海水貯水槽 RC製 容量13.8 m ³ 地下井水貯水槽 RC製 容量7.2 m ³ (ともに館内機械室地下に設置)

(4) 備品の管理 別表3「県貸付備品対象一覧」

品名 銘柄・規格等	取得価格	取得日
とっとり賀露かっこ館ロゴマーク標識	92,400	平成15年5月19日
(11)作業台 オカムラ L7GR9L MD81	116,760	平成15年7月30日
(2) FRP水槽 アース(株) 2000S-2	212,625	平成15年7月18日
(6)小型クーラー (株) レイシー LX-150CX	110,250	平成15年7月18日
カニ類はく製	1,283,520	平成15年8月4日
オーストラリアオオガニはく製	171,990	令和元年6月25日
アミノコギリガザミはく製	171,990	令和元年6月25日
ガラスケース EKA5210 (CH) 強化ガラス仕様 EKエースランブセット・EK盗難防止天板金具・シリンダー錠	393,750	平成15年7月31日
実体顕微鏡 ニコン SMZ-800-2三眼セット	262,500	平成15年8月8日
テーブル	399,000	平成15年8月1日
椅子	714,000	平成15年8月1日
水槽台(No. 1)	478,800	平成15年8月1日
水槽台(No. 2)	100,800	平成15年8月1日
水槽台(No. 3)	157,500	平成15年8月1日
(4)薬品器具戸棚 アズワン GG-0708-04	174,510	平成15年8月4日
(5)薬品器具戸棚 アズワン GG-0708-11	174,510	平成15年8月4日
(10)冷凍庫 サンヨー MDF-U538	322,035	平成19年1月19日
除雪機 HONDA除雪機 HS970SV 屋外保管用ボディカバー・ガソリン携帯用	321,825	平成15年8月1日
アンモニウムイオン計 増田理化アンモニウムイオン AMT-100	184,800	平成15年11月10日
ガラスケース EKA5210 (CH) 強化ガラス仕様 EKエースランブセット・EK盗難防止天板金具・シリンダー錠	420,000	平成16年1月15日
FRP水槽 アース(株) 2000S-2	229,950	平成15年12月26日
タカアシガニはく製 全長約3M	300,000	平成15年7月25日
アクリル水槽・ろ過用水槽・小型クーラー・ポンプ アルミコーナーカバー付き	247,958	平成17年11月2日
アクリル水槽・ろ過用水槽・小型クーラー・ポンプ アルミコーナーカバー付き	247,958	平成17年11月2日
木製展示用水槽台 県産杉	126,000	平成19年2月8日
木製展示用水槽台 県産杉	126,000	平成19年2月8日

コトブキエ芸 レグラスF- 1200L オーバーフローセット コトブキエ芸 デラックスフィルター		
ズワイガニ剥製	178,200	平成 28 年 10 月 13 日
ベニズワイガニ剥製 メラミン製の台 (W700×D450×H40) 透明アクリルケース (W710×D460×H300)	192,240	平成 29 年 3 月 24 日
アクリル水槽 アクリル (国産キャスト板) 1500×600×450 配管セット、水槽フタ、水槽上部カバー、コーナーカバー (アクリル製)	674,460	平成 29 年 3 月 27 日
ズワイガニの剥製	192,240	平成 30 年 3 月 23 日
冷水系 90 cm水槽 90cm アクリル水槽 アクリル (国産キャスト板) 900×600×450(8 mm厚) 前面二重構造 空気循環、乾燥剤ボックス	309,465	平成 30 年 3 月 29 日
企画展示用水槽 90cm アクリル水槽 アクリル (国産キャスト板) 900×600×450(8 mm厚) コーナーボックス加工	239,468	平成 30 年 3 月 29 日
企画展示用水槽 90cm アクリル水槽 アクリル (国産キャスト板) 900×600×450(8 mm厚) コーナーボックス加工	239,467	平成 30 年 3 月 29 日
No.31 系・No.32 系飼育水槽 ①アクリル水槽②ウールボックス③塩ビ 2 層式濾過槽④ポンプ⑤クーラー⑥サーモ⑦ヒータ⑧配管設置	497,340	平成 31 年 3 月 19 日
No.31 系・No.32 系飼育水槽 ①アクリル水槽②ウールボックス③塩ビ 2 層式濾過槽④ポンプ⑤クーラー⑥サーモ⑦ヒータ⑧配管設置	497,340	平成 31 年 3 月 19 日
No.35 系飼育水槽 ①アクリル水槽②ウールボックス③塩ビ 3 層式濾過槽④ポンプ⑤クーラー⑥サーモ⑦ヒータ⑧配管設置	776,520	平成 31 年 3 月 19 日
自動体外式除細動器 (AED) フィリップス製 ハートスタートHS-1+(M5066A)	159,840	令和元年 7 月 23 日
体表面温度検知カメラ サーマルカメラブレットタイプ THM8000	146,795	令和 3 年 1 月 18 日
冷海水生物水槽 ・アクリル水槽一式1200×600×450H ・水槽内ボックス3台290×200×200 ・水槽内ボックス3台290×200×300 ・ドライエアシステム一式	523,270	令和 3 年 2 月 10 日
カウンター水槽①～③用濾過槽 ・濾過槽一式600×400×400H ・ポンプRSD40A ・ヒーターSH200 W ・冷却機AZ-280X ・サーモTC-101 ・培養濾過材一式	406,450	令和 3 年 2 月 10 日
カウンター水槽⑥～⑧用濾過槽 ・濾過槽一式 600×400×400H ・ポンプ RSD40A ・ヒーターSH200 W ・冷却機 AZ-280X ・サーモ TC-101 ・培養濾過材一式	406,450	令和 3 年 2 月 10 日
ストック水槽No.27 系統 ・アクリル水槽8台300×440×300H ・濾過槽一式900×400×400H・ポンプRMD-401 ・セーフティヒーター2本 300W	661,870	令和 3 年 2 月 10 日
ストック水槽No.36 系統 ・アクリル水槽6台 400×590×300H・濾過槽一式 900×400×400H・ポンプ RMD-401・クーラーAZ-280X・セーフティヒーター2本 300W	865,040	令和 3 年 2 月 10 日
ズワイガニの剥製 200 万円のズワイガニ	268,400	令和 3 年 3 月 26 日
軽トラック(県リース車両) スズキキャリィ4WD (EBD-DA16T)	—	—
ストック水槽No.28 系統 ・アクリル水槽8台 300×440×300H ・濾過槽一式 900×400×400H・ポンプ RMD-401 ・クーラーAZ-280X ・セーフティヒーター2本 300W	863,610	令和 3 年 11 月 25 日
ストック水槽No.30 系統 ・アクリル水槽6台 400×590×300H ・濾過槽一式 900×400×400H・ポンプ RMD-401 ・セーフティヒーター2本 300W	645,260	令和 3 年 11 月 25 日
ストック水槽No.29 系統 ①アクリル水槽②塩ビ濾過槽③ウールボックス④ポンプ⑤クーラー⑥サーモコントローラー⑦ヒータ⑧配管資材	988,460	令和 4 年 11 月 15 日
ストック水槽No.33 系統	688,270	令和 4 年 11 月 15 日

①アクリル水槽②塩ビ濾過槽③ウールボックス④ポンプ⑤クーラー⑥サーモコントローラー⑦ヒーター⑧配管
資材

--

(5) 備品の購入 別表4 年次備品購入計画

年度	備 品	各年度計上額(単位:千円)
R6	企画展示水槽①	1,586
	企画展示水槽②	
R7	企画展示水槽③	1,557
	企画展示水槽④	
R8	企画展示水槽⑤	1,557
	企画展示水槽⑥	
R9	再展示水槽②	1,557
	再展示水槽③	
R10	再展示水槽①	1,286
	外周水槽②(バックヤード)	

鳥取県立とっとり賀露かっこ館審査表

法人等

委員氏名

【審査要領】

- 1) A～Eの法人等それぞれの事業計画等について、審査項目ごとに評価してください。
 評価の目安 5：高く評価できる 4：評価できる 3：やや評価できる 2：普通 1：評価できない
 (ただし、選定基準4「④関係法令に係る指導等の状況」「⑤法人等の社会的責任の遂行状況」「⑥管理運営実績評価」は、留意事項1、2、3により評価してください。)
- 2) 審査項目(4の④⑤⑥を除く。)の内容が複数ある場合に、そのうち一つでも「1：評価できない」ものがあれば、その項目の評価は「1」としてください。
- 3) 別紙に審査意見を記入してください。

選定基準	審査項目及び内容	倍率	評価					点数 (倍率×評価)		
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか (指定手続条例第5条第1号)	管理運営の基本的な考え方 施設の設置目的を理解しているか 指定管理者を希望する理由は適切か 管理運営の方針は適切か	8	5	4	3	2	1	-	-
	平等な利用が確保できないと認められる場合は失格 1の配点：配点なし(必須項目)									
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか (同第5条第2号)	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	8	5	4	3	2	1	最高40点	
		水生生物の展示・紹介	-	-	-	-	-	-		
		出前かっこ館								
		サービスの向上策と利用促進に向けた取組み								
	②施設管理	2	5	4	3	2	1	最高10点		
	施設設備の維持管理・衛生管理は適切か	-	-	-	-	-	-			
	外部委託の考え方は適切か									
	③開館時間・休館日は適切か	1	5	4	3	2	1	最高5点		
	④事故・事件の防止措置と緊急時の対応	0.5	5	4	3	2	1	最高2.5点		
	火災・盗難・災害などの事故・事件の防止	-	-	-	-	-	-			
緊急時の体制・対応は適切か										
利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法										
⑤個人情報保護等への対応	0.5	5	4	3	2	1	最高2.5点			
個人情報の保護への対応は十分か	-	-	-	-	-	-				
情報の公開への対応は十分か										
⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	1	5	4	3	2	1	最高5点			
2の配点：65点										
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであるか (同第5条第2号)	①収入の見積もり、考え方は適切か	1	5	4	3	2	1	最高5点	
		②支出計画の見直しは適切か	1	5	4	3	2	1	最高5点	
		③※県の委託料額の多寡	1	5	4	3	2	1	最高5点	
3の配点：15点										
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか (同第5条第3号)	①法人等の財政基盤・経営基盤は安定しているか	1	5	4	3	2	1	最高5点	
		②組織及び職員の配置等	1	5	4	3	2	1	最高5点	
		管理運営の組織・職員の職種等は適切か 日常の職員配置は適切か 人材育成は適切か	-	-	-	-	-	-		
	③現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか	1							5	4
	④関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか	1	0	△1	△2	△3	△4	最高0点		
	⑤法人等の社会的責任の遂行状況							最高4点		
	障がい者を雇用しているか	1	-	1	0	△1	-	-		
	男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか	1	-	1	0	-	-			
	ISO14001、TEAS I種又はII種認証登録事業者、KES共同機関による同種の認定を受けている事業者であるか、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか	0.5	2	1	0	-	-			
	あいサポート企業であるか、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか	1	-	1	0	-	-			
⑥管理運営実績評価	0.5	2	1	0	△1	△2	最高1点			
4の配点：20点										
合 計		100	-	-	-	-	-	-	100点	

【作成に係る留意事項】（公表時は削除）

- ・審査表については公募の際に公表すること。
- ・配点にあたっては、応募事業者にとって公平となるように配点するとともに、審査・運営委員会の意見及び施設の特性を踏まえて、適正に配点を行うよう留意すること。
- ・指名指定の場合は3の③「県の委託料額の多寡」を審査項目とする必要はないこと。

【評価に係る留意事項】

- ・4の③④⑤⑥を除く審査項目のうち一つでも評価を「1」と付した委員があるとき、又は4の⑥の審査項目に評価を「△2」と付した委員があるときは、審査・運営委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・4の④について、評価が「△3」、「△4」となった応募者については、指導又は処分内容・改善予定を確認の上、審査・運営委員会で協議し、候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設の料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行うこと。

1 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況（選定基準4④）

- 0：過去3年以内に行政指導等を受けていない
- △1：過去3年以内に行政指導（軽易なもの）を受けており、改善されている場合
- △2：過去3年以内に行政指導（重要なもの）を受けており、改善されている場合
- △3：過去1年以上前3年以内に行政処分を受けている場合、又は過去3年以内に行政指導を受けており、改善されていない場合
- △4：過去1年以内に行政処分を受けているもの

2 法人等の社会的責任の状況（選定基準4⑤）

(1) 障がい者雇用の状況

- 常用労働者数43.5人以上の法人等の場合（障がい者雇用の義務がある法人等）
- 0：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が0の場合
- △1：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が1以上の場合
- 常用労働者数43.5人未満の法人等の場合（障がい者雇用の義務がない法人等）
- 1：障がい者を雇用している場合
- 0：障がい者を雇用していない場合

(2) 男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。

- 1：企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
- 0：企業認定されていない、又は取得予定はない（取得に向けて担当課へ相談等を行っていない）。

(3) ISO14001 又は TEAS I 種規格等の認証登録事業者であるか。

- 2：ISO14001、TEAS I 種認証登録事業者である又は KES 共同機関による同種の認証を受けている事業者
- 1：TEAS II 種認証登録事業者、KES 共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか又は指定管理期間開始まで登録予定である。
- 0：認証登録事業者ではない

(4) あいサポート企業であるか又は指定管理機関開始までに認定予定であるか。（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）

- 1：企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
- 0：企業認定されていない、又は取得予定はない（取得に向けて担当課へ相談等を行っていない）。

3 管理運営実績評価（選定基準4⑥）

- 2：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が2の場合
- 1：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が1の場合
- 0：不適切事案はなく、適正に管理運営が行われた場合
軽微な不適切事案があったが、その後改善され概ね適正に管理運営が行われた場合
これまでかにかこの館の指定管理の実績がない場合
- △1：軽微な不適切事案があり、それが繰り返さるなど、改善が充分ではなかった場合
不適切事案があったが、県への報告が行われ、速やかに改善された場合
- △2：不適切事案があったが、県へ故意に報告を行われなかった、速やかに改善されなかったなど、事後の対応にも不備があった場合

(不適切事案の例)

- ・会計事務処理の証拠書類を紛失した
- ・利用料計算に間違いがあり、過度の過徴収又は徴収漏れがあった
- ・施設管理の不備により、利用者に被害を与えた など

(軽微な不適切事案の例)

- ・ 県の検査確認後、他の書類で確認できる範囲で会計事務処理の証拠書類を紛失等した
- ・ 帳簿類への記載漏れ、利用料計算の些少の間違があった
- ・ 施設管理の不備により、利用者の利便を損なった など

配点は総得点の1割以内とすること

※4 県委託料額の多寡（選定基準3③）

評価1の「評価できない」は、県提示額を超える場合・・・失格

評価方法

応募額に応じて評価2～5の4段階に区分（県提示額と最低応募額の差を基に）

県提示額1,000千円、最低応募額800千円の場合

県提示額と最低応募額の差（1,000 - 800） = 200千円

200千円 ÷ 4 = 50千円

5	4	3	2	1
800～849	850～899	900～949	950～1,000	県提示額超 (1,001以上)

各応募金額が互いに近接しているにも関わらず、大きな点数差となる場合は、評価方法（例2）に関わらず、随時、審査委員会において、評価方法を見直すなど、柔軟に対応する。

審査意見

A社に対する意見

B社に対する意見

C社に対する意見

D社に対する意見

E社に対する意見

例) 集客のための工夫が感じられる 収支計画の見通しが甘い 等